忠岡町子ども・子育て応援プラン2025

(第3期子ども・子育て支援事業計画)

素案

令和7年3月

忠岡町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
I 計画策定の社会的背景	
2 計画の位置づけ	
2- 計画の法的根拠	
2-2 計画の位置づけ	
3 計画の対象	2
4 計画期間	2
5 策定体制	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
I 統計データからみた現状と課題	
- 人口の状況	
Ⅰ-2 世帯の状況	
Ⅰ-3 女性の就労状況	
2 第2期計画の取組状況	
2- 評価の方法	
2-2 全体の評価結果	
2-3 今後の方向	
2-4 評価結果による第2期計画の課題	
3 住民のニーズ	
3-1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査	
3-2 調査の概要	
3-3 集計結果の表記方法	
3-4 調査結果の概要(抜粋)	
第3章 計画の基本的考え方	
計画の基本理念	
2 計画の基本的な視点	
3 基本目標	
4 SDGs の推進	52
5 計画の施策体系	
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	
基本目標1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり	55
基本目標2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり	6 I
基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり	67
第5章 子ども·子育て支援制度に基づく目標設定	74
子ども・子育て支援事業計画	74
2 教育・保育提供区域の設定	75
3 保育の必要性の認定について	75
4 人口推計	77
5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	79
5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容 第6章 計画の推進	
	90

第1章 計画の策定にあたって

Ⅰ 計画策定の社会的背景

人口減少や少子高齢化の進行、女性の社会進出、コミュニティの希薄化などにより地域を取り巻く 状況が大きく変化しており、すべての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを生み育てること ができる社会を実現するためには、地域社会全体で力を合わせて最適な子育で環境をつくり上げて いくことが重要です。

忠岡町では、令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て家庭に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この計画は、令和6年度をもって計画期間が終了することから、さらに子育て世代に優しいまちとなるよう、保育・教育サービスの充実や安全・安心な子育て環境、教育環境の整備、ワークライフバランスの推進等子ども・子育て支援を推進するため、新たに令和7年度からの「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

また、令和4年には、「こども基本法」が制定され、令和5年4月から施行、それと同時に「こども家庭庁」が発足しました。

これらの制度的背景には、止まるところのない少子化の傾向の打開、そして、児童虐待や未成年者の自殺の増加などの社会問題があり、また、こどもの貧困が注目されるなど、こどもの人権を守ることへの社会的な要請が高まってきたことが挙げられます。

さらには、「こども基本法」が対象とする「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされており、成人年齢である18歳や20歳で必要な支援が途切れることがないよう、こども・若者育成といった視点がより一層必要とされています。

本町では、今後も、こども・若者の意見を聴き、参加を得ながら、すべてのこども・若者の育ちが保障され、こどものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組と、さらなる子ども・子育て支援の取組を推進するため、「こども基本法」の理念を鑑み、「こども計画」につながるものとして「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

2-1 計画の法的根拠

- ○本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育 て支援事業を計画的に行うための市町村計画であり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。
- ○本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に記載する「子ども・若者計画」の内容も包含するものとします。

2-2 計画の位置づけ

○本計画は、本町のまちづくりの総合的指針である「忠岡町総合計画」や地域福祉の方針を定める「忠岡町地域福祉計画」を、子ども・若者育成の視点で具体化する分野別計画であり、その他「障がい者福祉計画」「障がい児福祉計画」など関連する他の分野別計画との調和と整合性を図り

策定するものです。

- ○さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。
- ○子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、住民をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

3 計画の対象

- ○本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね I 8歳までの子どもとその家庭とします。
- ○子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

4 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。

ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況、法改正等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
本計画					>

5 策定体制

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「忠岡町子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行います。当会議は、町内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されています。会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

I 統計データからみた現状と課題

|-| 人口の状況

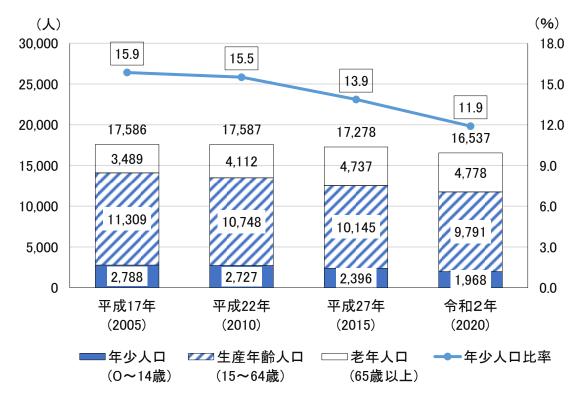
(1) 総人口の推移

① 中長期的にみた人口の推移

本町の総人口は、平成17年(2005年)の 17,586 人から減少傾向が続き、令和2年(2020年)には 16,537 人となっています。

年少人口(0~14歳)比率は、平成 17年(2005年)から平成 22年(2010年)まで 15%台で推移してきましたが、その後減少し、令和2年(2020年)には 11.9%になっています。

■年齢3区分別の人口の推移 (国勢調査人口)



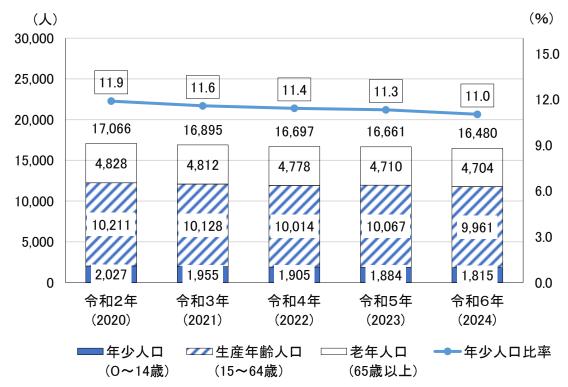
※総人口は年齢不詳を除く、年齢区分別の合計値

資料:総務省「国勢調査」(各年 10 月1日)

② 近年の人口の推移

令和2年(2020 年)以降の人口は、減少傾向が続き、令和6年(2024 年)年では、年少人口(0~14歳)は1,815人、11.0%となっています。

■年齢3区分別人口の推移(住民基本台帳人口)



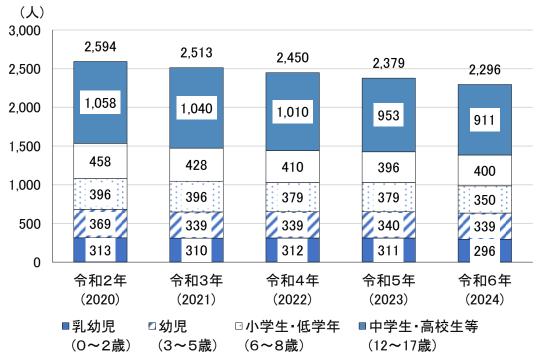
資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 児童人口の推移

① 児童人口の推移(18歳未満)

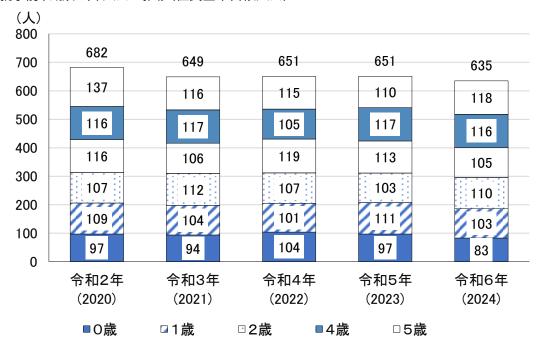
児童人口(18 歳未満)をみると、令和2年(2020 年)以降は減少傾向が続き、令和6年(2024 年)では 2,296 人となっています。

■18 歳未満の人口の推移(住民基本台帳人口)



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

■就学前(5歳以下)人口の推移(住民基本台帳人口)

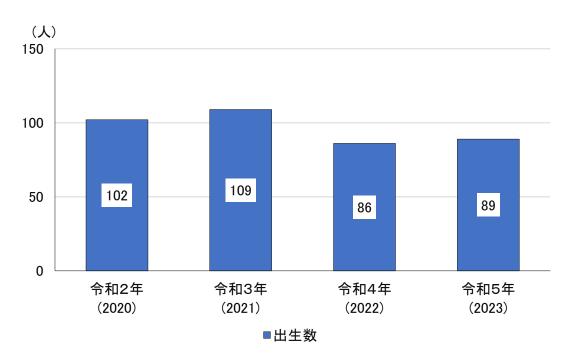


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(3)出生数の推移

出生数の推移をみると、令和3年(2021年)にやや増加しましたが、その後はほぼ横ばい傾向となっています。

■出生数の推移



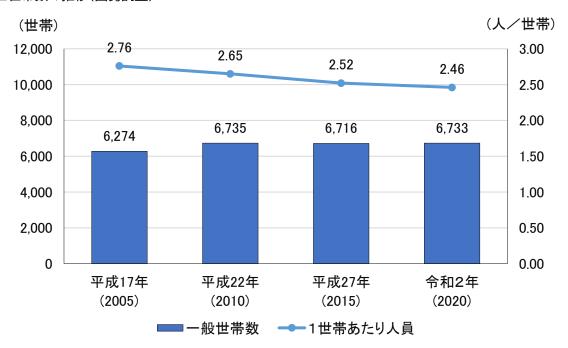
資料:総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」 (各年 | 月 | 日から同年 | 2 月 3 | 日)

1-2 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

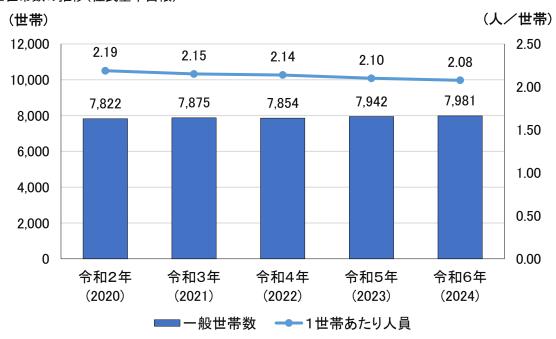
一般世帯数の推移をみると、増減を繰り返して推移しています。しかし、I 世帯当たりの世帯人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

■世帯数の推移(国勢調査)



資料:総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日)

■世帯数の推移(住民基本台帳)

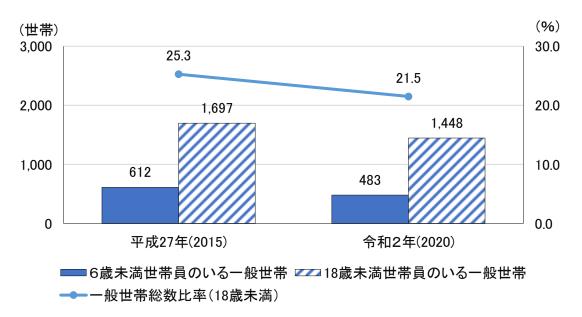


資料:総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(各年1月1日)

(2) 子どものいる世帯

6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯ともに、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)にかけて減少しています。

■6歳未満・18歳未満世帯員のいる世帯数

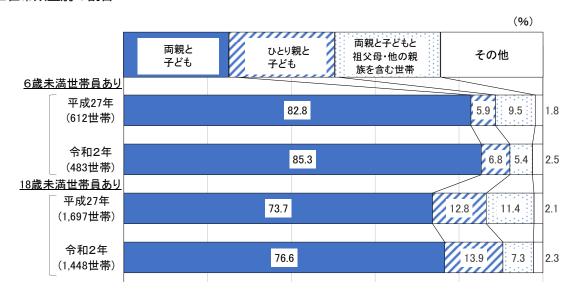


資料:総務省「国勢調査」(各年 10 月 1日)

(3) ひとり親世帯

平成 27 年(2015年)から令和2年(2020年)をみると、「ひとり親と子ども」の割合が6歳未満世帯員のいる一般世帯、18 歳未満世帯員のいる一般世帯ともに増加しています。

■世帯類型別の割合

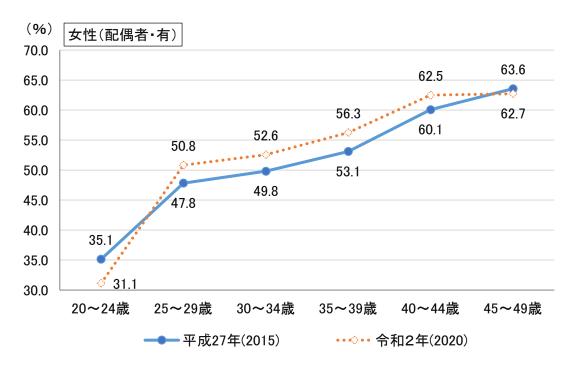


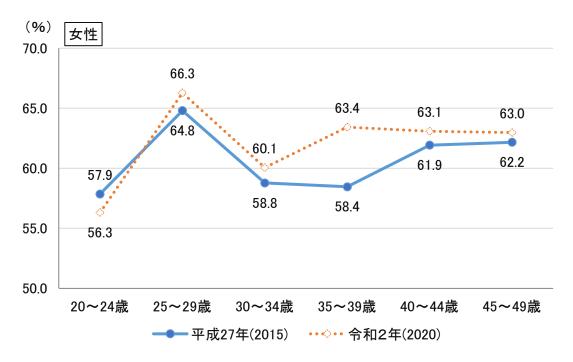
資料:総務省「国勢調査」(各年 10 月1日)

I-3 女性の就労状況

女性の就労率(平成 22 年・27 年)を年齢区分別にみると、各年齢ともに上昇しており、特に配偶者有では、「20~24 歳」「30~34 歳」での上昇が大きくなっています。

■女性·年齢区分別就労率





資料:総務省「国勢調査」(各年 10 月 1日)

2 第2期計画の取組状況

2-1 評価の方法

本評価は、「第3期忠岡町子ども・子育て支援事業計画」(2025~2029 年度)策定の基礎資料とするために、現行の「忠岡町子ども・子育て応援プラン 2020(第2期子ども・子育て支援事業計画)」の基本目標ごと、それぞれに位置付けられている施策ごとに、「計画期間における達成状況」、「達成度」「次期計画に向けて、残された課題」「施策の方向」「今後の取組」について、評価基準日を令和6年度終了時点として、担当課による自己評価を行ったものです。

●基本目標

基本目標	子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり
基本目標 2	子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり
基本目標 3	子どもを安心して育てることができる環境づくり

●評価の基準

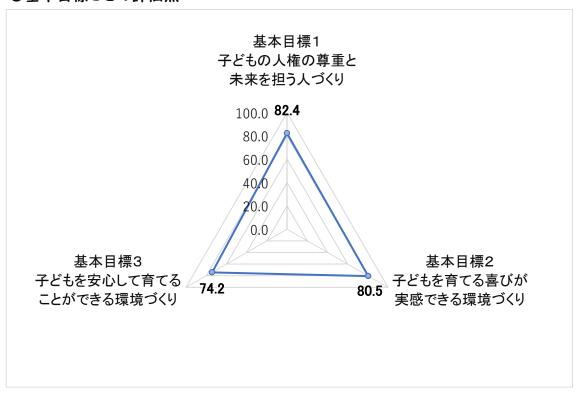
達成度	評 価 内 容	達成状況
А	計画に掲げた施策を達成した。 (ほぼ 100%実施した)	80~100%
В	計画に掲げた施策を概ね達成した。 (80%程度実施した)	60~80%程度
С	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40~60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20~40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	20%未満

2-2 全体の評価結果

先述の評価の基準で、主な施策ごとの採点(A:100、B:80、C:60、D:40、E:20 に配点)を行い、集計した結果、計画全体の評価点は 79.0 点となっています。

また、基本目標ごとの評価点は、「基本目標 | 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり」が82.4、「基本目標2子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり」が80.5、「基本目標3子どもを安心して育てることができる環境づくり」が74.2となっています。

●基本目標ごとの評価点



※点数化については、結果をわかりやすくするための便宜的なものであり、絶対的なものではありません。施策の課題と方向性により、第3期計画策定の検討事項としていきます。

2-3 今後の方向

基本目標ごとの今後の方向では、「拡充」が 48、「維持」が 80、「効率化・統合」が 1、「休・廃止」が1となっています。

●施策ごとの方向

施策の方向基本目標		「拡充」	「維持」	「効率化 ・統合」	「休・ 廃止」	計
基本 目標 I	子どもの人権の尊重と未来を担 う人づくり	16	26	0	0	42
基本目標2	子どもを育てる喜びが実感できる 環境づくり	13	27	0	ı	41
基本目標3	子どもを安心して育てることがで きる環境づくり	19	27	ı	0	47
計		48	80	ı	I	130

2-4 評価結果による第2期計画の課題

(1) 基本目標1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり

【施策 | - | 子どもの人権の尊重】

	課 題	方向性
(I)人権意識の醸成		
① 子どもの人権問題に関する 啓発·教育の推進	より多くの住民の目に留まるようにする必要がある。	維持
② 幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校における人	外国籍の園児や障がいのある園児が増加しつつあるため、そ うした園児らへの理解をさらに深める必要がある。	維持
権教育の推進	セーフティーネットとしてすべての子どもたちにとって、より安心、安全な仲間づくりをめざす必要がある。	維持
(2)児童虐待·DV防止対策及	び対応の充実	
① 児童虐待の通告義務や通 告先についての周知	関係者だけではなく、多くの住民の目に留まるようにする必要がある。	拡充
② 要保護児童対策地域協議 会の連携の強化	目に見えてわかる困窮家庭及び児童への対応にとどまらず、 予防・改善をめざした取組について各機関と意思疎通が必要 である。	拡充
③ 対象児童·家庭の早期発	関連機関との繋がりをさらに強化する必要がある。	拡充
見·把握	多様な養育環境に適切なアセスメント、プランニングする力を 学校として備えていく必要がある。	維持
④ DV防止に向けた啓発、D V相談、DV被害者の一時 保護等の推進	関係課・関係機関との連携を更に深め、状況の把握を行う必要がある。	維持
(3) 子どもに対する相談支援化	本制の充実	
① 子どもが相談できる窓口に	こどもの心の問題に対応できる対応の充実と更なる周知。	維持
ついての周知	教職員や家庭に対しても、しっかりと周知を進める。また、SOSの出し方や相談に関する啓発を専門家とも連携し進めていく必要がある。	維持
② 子どもに対する相談·学習 支援	大学生等のボランティアの確保が難しい。	維持

【施策1-2 心身を健やかに育む子育て環境の充実】

	課 題	方向性
(1) 家庭や地域の教育力・社会		
	より多くの町民の目に留まるようにする必要がある。	拡充
① 保護者の学びの支援(子育て親サロン、両親教室等)	コロナ禍で教室等を縮小した結果、参加者が減少しているため教室、事業がニーズに合っているのか見直しが必要。	維持
	不安や悩みの多様化・複雑化、また新しい利用者への利用促 進。	維持

	課 題	方向性
② ふるさと教育の推進	ふるさと教育については副読本、職業体験の充実に加え、出前授業など地域住民や関係団体等との出会いの場を多く設ける必要がある。	維持
(2) 就学前・学校教育環境の	充実	
① 総合的な幼児教育の推進	現時点では小学校との交流にはあまり至っていない。また、令和6年度機構改革により、職員間での連携をさらに図る必要が生じた。	拡充
	連携の際に協議の場を設けたり、事例検討を行うなど、より教職員の連携を密に行う。	維持
	より多くの町民の目に留まるようにする必要がある。	拡充
② 読書に親しむ活動の推進	幼児期との連携を図るなど、より読書週間の定着につながる 取組が必要と考える。	維持
	ソフト面の充実。	維持
③ 学習意欲・活用する力の 向上と学習習慣の確立	人 台端末の活用を始めとする ICT の活用を進め、より特色ある授業づくりをめざすとともに、学習習慣の定着を図る。	維持
④ 新学習指導要領の確実な 実施	他の自治体からの好事例を共有するとともに、「考え・議論する道徳」に向けた授業づくりをより進めたい。	維持
⑤ キャリア教育の推進	1つずつの活動に価値づけし、すべての学校生活を通してキャリア教育を進める必要がある。	維持
⑥ 国際理解教育の推進	国際交流活動の主樽目的であるオーストラリア、ノーザンビーチズ市への派遣を行う。	拡充
⑦ 環境教育の推進	ICT を効果的に活用する等、より教科横断的な学習の整備に努める。	維持
⑧ 基礎・基本の充実	より児童・生徒、またその保護者に周知していく必要がある。	維持
⑨ 学校の組織力と教職員の資質向上	研修について、系統立て、教職員を育成するシステム構築を より進めていく必要がある。	維持
⑩ 魅力ある学校づくりの推進	学校・家庭・地域が協働の関係をより進める必要がある。	維持
① 就学前教育·保育施設、 義務教育施設の設備整	不適切保育の防止のために、開かれた環境にしていく必要がある。	拡充
備·充実	施設が老朽化している部分があり、長期的な視点を持って 進める必要がある。	拡充
(3) 次世代を担う若者の自立	支援	
① 発達の段階に応じた系統	一つずつの活動に価値づけし、すべての学校生活を通してキャリア教育を進める必要がある。	維持
的なキャリア教育の推進	町内企業との連携が必要である。	維持

	課 題	方向性
② 進路指導相談体制の充	より児童・生徒、またその保護者に周知していく必要がある。	維持
実	相談対応実績が少ない。	拡充
(4) 子どもの豊かな体験機会	の充実	
① スポーツ少年団活動や子 ども会活動等子ども関係 団体の活動の促進	多くの町民の目に留まるようにする必要がある。	拡充
② 児童館活動の推進	多くの町民の目に留まるようにする必要がある。	拡充
③ 放課後子ども教室の推進	学習支援ボランティアの確保が必要となっている。	拡充
④ 地域団体等との連携による 地域での多様な体験機会 の提供	地域ボランティアの確保が必要となっている。	拡充
(5) 有害環境対策の推進		
① 有害環境の浄化等の活動 促進	時代に合わせた有害環境の浄化等の活動を推進していく必要がある。	拡充
② 夜間パトロールの強化	パトロールの継続実施の必要がある。	維持
③ 有害情報への対応	情報の理解やその活用、参画する態度を育成するため、すべての学校生活を通して情報教育を進める必要がある。	維持
④ 学校における児童·生徒指 導の推進	早期発見、早期解決はもちろんのことだが、未然防止につながる会議体の充実と専門家の更なる活用が必要である。	拡充

(2) 基本目標2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

【施策2-1 親子の健康づくり支援】

		課 題	方向性
(1)親子の健康の確保		
①	母子健康手帳の交付と活 用の促進	母子健康手帳アプリの導入。	維持
2	妊婦健康診査の受診促進	妊婦健康健康診査受診券の結果を把握する際に時差が生 じることがある。	維持
3	マタニティクラブ、ベビマク ラブへの参加促進	妊婦のニーズの把握をし、今後も教室の内容を随時変更する必要がある。 働いている妊婦が多いため、平日の教室参加が難しい場合がある。また、父親(パートナー)の参加が難しい。	維持
4	乳児家庭全戸訪問事業の 推進	稀に訪問を拒否される場合がある。	維持
5	乳幼児健康診査の推進、 乳幼児健康診査未受診者 への対策強化	5 歳児健診の実施の検討。	拡充

		課 題	方向性		
⑥ 体重測定日	の周知	コロナ禍以降参加者の減少が見られる、また遊び場として場 を提供しているが、認知度が低い。	維持		
⑦ ママとこども ムの開催	のわんぱくタイ	コロナ禍以降教室を縮小したため、回数が少ない。	拡充		
⑧ 不妊治療対	策の推進		休·廃止		
⑨ 保護者の健	康づくりの推進	働いている保護者が多く、健診の受診にはつながりにくかった。	維持		
⑩ 産後ケア事業	業の実施	産後ケア事業の周知。	維持		
(2) 食育の推済	進				
① 離乳食講習	会の開催	対象児(主に第1子)の保護者数が減ってきており、講習会に参加される人員の確保が必要である。	維持		
_	保護者向けの栄養教室や 親子クッキング等の調理指 コロナ禍以降教室を縮小したため、回数が少ない。				
③ 幼稚園·保		菜園活動等も含め、給食時間以外で食に触れる機会を増や す必要がある。	拡充		
も風、小・中 <u>・</u> 育の推進	も園、小・中学校における食 育の推進	家庭・地域との連携をより密にとることができるよう、情報を 発信していく必要がある。	維持		
④ 栄養や食事指導	に関する相談・	気軽に相談できる雰囲気づくりが求められる。	維持		
(3) 思春期かり	らの健康づくりま	援			
① 喫煙・飲酒院 防止対策の		喫煙や飲酒、薬物乱用については情報が錯綜しているため、 情報活用能力の向上も含め、関係機関との連携により努め る必要がある。	維持		
① 喫煙·飲酒院 防止対策の:		乳幼児健診時のアンケート等の聞き取りから子どもの父親の 喫煙率が高いため、受動喫煙のリスクが高い。	維持		
② 学校におけ 尊重に基づ進	る性や生命の く性教育の推	多様な性の在り方や心の健康について、スクールカウンセラーを始め専門家や各関係機関との連携をより図る必要がある。	拡充		
③ 保護者から	の相談対応の	スクールカウンセラー等の専門家はもちろん、保健センターや 各関係機関との連携についてもより図る必要がある。	維持		
充実		本人及び家族、関係機関などそれぞれの立場やプライバシー の観点から情報共有等の連携が難しい。	拡充		
(4)小児医療・	予防の充実				
① 保健医療福成、医療機関	晶祉マップの作 関情報の提供	毎年作成しているものではなく、情報の更新が難しい。	維持		
② 小児救急体 知の徹底	制の整備と周	乳幼児全戸訪問時や乳幼児健診時に保護者への丁寧な 説明を行い、小児救急体制のさらなる周知に努める。	維持		

	課 題	方向性
③ 小児救急電話相談につい ての周知	小児救急体制の更新されたタイミングがわかりにくい。	維持
④ 予防接種の個別通知と未 接種者への勧奨	定期接種の未接種者がいる。	維持
⑤ 家庭内事故予防について の啓発	医療機関との連携の強化。	維持

【施策2-2 子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実】

	課題					
(1) 子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成						
①地域子育で支援拠点事業の 推進	該当なし。	維持				
②マギマの終しさのDD	該当なし。	維持				
②子育ての楽しさのPR	子育ての悩みについて不安を抱える保護者がいる。	維持				
(2) 次代の親としての意識の配	襄成					
① 中学校における保育実習 等乳幼児とのふれあい体	対象者が中学生、また、保育教諭を志す大学生等のみであるため、限定的である。	拡充				
験の充実	乳幼児とのふれあいの機会を継続して設けていく。	維持				
(3) 子育てに関する相談体制	情報提供体制の充実					
① 子育てガイドブックの作成	年に1度の作成のため、年度途中での情報が更新されたものは把握がしにくいため、関係課との更なる連携が必要。	維持				
② ホームページの充実、広報 「ただおか」の充実	各種相談窓口・機関に関する情報の掲載場所が煩雑化している。	拡充				
③母子保健事業を通じての乳 幼児相談、発達相談等	臨床心理士の子育て相談の相談窓口の認知度が低い。	維持				
④ 地域子育て支援センターに おける相談の推進(再掲)	不安や悩みの多様化·複雑化、また新しい利用者への利用 促進。	維持				
⑤ 子育て世代包括支援センター(利用者支援事業)の推進	相談できる窓口の更なる周知が必要。	維持				

【施策2-3 仕事と子育て調和推進】

240-11					
	課題	方向性			
(1)地域の子育て支援事業の発	芒 実				
① 待機児童の解消	保育ニーズの高まりに伴い、今後も保育士不足が予想されることから、今後も正規職員の採用を行い、年齢・経験・知識の不均衡を生じさせないこと。	拡充			
② 延長(時間外)保育事業の 推進	該当なし。	維持			

	課 題	方向性
③ 一時預かり事業の推進	こども誰でも通園制度の導入。	拡充
④ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)	住民より利用ニーズがあがった際に、契約施設に空きがな く、希望通りの利用に至らないことがある。	拡充
⑤ 放課後児童健全育成事業	民間事業者との連携強化。	拡充
⑥ 産前・産後休業、育児休業 中の保護者に対する情報 提供や相談支援	多くの方の目に留める必要がある。	拡充
⑦「忠岡町幼保一体化推進 基本計画」の推進	計画をもとに認定こども園開設済。	-

(3) 基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

【施策3-1 子育て家庭への支援の充実】

	(旭泉3-1 丁月(豕庭へ)	課題	方向性
(1			
		状況に応じた事業の実施。	維持
(1)	世代間交流の促進	世代間交流の機会を継続して設けていく。	維持
		世代間交流の機会を新たに設けていく。	拡充
2	園庭開放による子育て交 流の促進	保護者が敷地内に立ち入ることになるので、防犯面において強化が必要。	拡充
3	幼稚園・保育所・認定こど	現時点では小学校との交流にはあまり至っていない。また、 令和6年度機構改革により、職員間での連携をさらに図る 必要が生じた。	拡充
	も園と小学校との交流	子どもたちの交流の機会を継続して設けていく。また教職員 の連携についても図っていく必要がある。	維持
(2)地域子育て支援活動の育	成·支援	
①	子育てサークルの育成·支 援	不安や悩みの多様化・複雑化、また新しい利用者への利用 促進。	維持
2	民生委員·児童委員等の 保健センター事業への参	どのような事業に参加できるのか検討が必要。	拡充
	加・協力	地域の民生委員·児童委員等について保護者が知る機会 が少ない。	拡充
3	里親育成事業の推進	里親制度や周知活動に対し興味を示す人はいるが、具体 的な内容を知ってもらうまでに時間を要し、里親登録者数 へ反映されにくい。	維持
4	ファミリー・サポート・セン ター事業	ニーズ調査により需要はあるが、当該事業を担う事業所 等の発掘が必要である。	拡充

【施策3-2 援助の必要な家庭や児童への支援】

	方向性	
(1) ひとり親家庭の自立支援	の推進	
① 相談対応の充実	多くの方の目に留める必要がある。	拡充
② 就労等自立支援の推進	補助対象資格の拡充・明確化が必要である。	拡充
③ 経済的支援	制度や担当窓口の存在について多くの方の目に留める必要がある。	拡充
	各相談機関とのさらなる連携と相談体制の充実。	維持
④ 子どもに対する相談・学習 支援(再掲)	大学生等のボランティアの確保が難しい。	維持
⑤ 子育て短期支援事業の利 用促進	利用希望があった際に、契約施設に空きがなく、利用に至らないことがある。	拡充
⑥ 養育支援訪問事業の推進	支援が必要と思われるが、介入が難しいケースがある。	維持
(2) 障がいのある子どもとその	の家庭に対する支援	
	保護者の意向などにより、早期の介入が難しいことがある。	維持
① 障がいの早期発見	関連機関との繋がりをさらに強化する必要がある。	拡充
	発達検査の内容や保護者の意向、専門家のアセスメント 等、情報共有をより密にとる必要がある。	維持
② 発達障がいの早期発見・	支援教育コーディネーターを中心にリーディングチームの 巡回相談や研修の充実に努めていく必要がある。	維持
早期対応	集団生活においてこどもの特性に合わせた対応が必要に なるときに、個別対応が難しい場合がある。	維持
③ 障がいについての理解啓 発の推進	すべての子どもたちに対し、障がい者理解教育を進め、校 種間や地域の垣根を超えたインクルーシブ教育を進めて いく必要がある。	維持
	地域との連携を進める必要がある。	拡充
④ きめ細かな相談・支援	発達検査の内容や保護者の意向、専門家のアセスメント 等、情報共有をより密にとる必要がある。	維持
⑤ 障がいのある子どもの教	地域や関連機関との連携をさらに深める必要がある。	拡充
育・保育の充実	支援教育コーディネーターを中心に研修の充実、好事例 の共有に努めていく必要がある。	維持
⑥ 忠岡町支援教育リーディ ングスタッフ巡回相談の 充実	1	維持

	課 題	方向性			
⑦ 個別の指導計画や教育 支援計画の作成と取組	「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」についてより正確なアセスメントや個別最適な支援、より関係機関との円滑な連携へとつながるものに改善する必要がある。	維持			
⑧ 障がい福祉サービス·地 域支援事業					
⑦ 放課後等デイサービスの 提供	放課後等デイサービスとの連携について教育機関への周 知が不足している点。	拡充			
(A) A) + HE	相談がない家庭に対して制度の行き渡りにくさがある点。	拡充			
⑩ 経済的支援	制度に当てはまる幅が広いものではないので、案内を積 極的に行うことが難しい。	維持			
(3) 子どもの貧困対策					
① 経済的支援(再掲)	多くの方の目に留める必要がある。	拡充			
① 経済的又抜(丹狗)	各相談機関とのさらなる連携と相談体制の充実。	維持			
② 就学前施設に対する給食 費の助成(3歳児から5歳 児)	費の助成(3歳児から5歳 事業として導入済。				
③ 子ども食堂に対する補助	本事業について、子ども食堂開設を希望する団体の目に留める必要がある。	維持			

【施策3-3 安全・安心な環境づくり】

		課 題	方向性			
(1) 親子	(1) 親子にやさしいまちづくりの推進					
_	守福祉のまちづくり条 まづく公共施設等の	赤ちゃんの駅の周知。	維持			
	フリー化の推進	町内全施設に整備がなされていないため、その改修が必要であると考える。	維持			
(2) 交通	i安全·防犯·防災対策	の推進				
① 交通安 画的な	安全施設等整備の計 :推進	通学路が明確に指定されていない。	維持			
_	住民、地域団体等と 隽による交通安全教 昇催	警察と教育施設の日程調整が難しい。	維持			
よる登	住民、地域団体等に 登下校時の子どもの J活動の促進	スクールガードリーダーの担い手が高齢となってきている。	維持			
 ④ 子ども	5110番の家の普及	新たに協力者へなってくれる方の確保が必要。	拡充			
_	・保育施設等におけ 全対策の推進	突発的な災害等から園児を守るため、引き続き園全体としての模擬訓練が必要。	拡充			

	課 題	方向性
	常日頃から地震などの災害時に混乱しないように確実な避難訓練の実施、定期的な防災教育に触れる必要がある。	維持
⑥ 地域における避難対策の 推進	名簿登録に関しては毎年更新していますが、自治会等の 高齢化が進んでいることもあり、支援者を中々見つけるこ とができず、個別避難計画作成に着手できていないことが 課題。	拡充



3 住民のニーズ

3-1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本調査は、「第3期忠岡町子ども・子育て支援事業計画(2025~2029 年度)」の策定に当たり、 子育て中の町民の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを把握し、町や国・府の子ども・子育 て支援施策の検討に利用することを目的として実施したものです。

3-2 調査の概要

- ① 調査地域:町全域
- ② 調査対象者:
 - ・忠岡町在住の就学前児童(乳幼児)を養育する保護者(以下「就学前調査」という。)
 - ・忠岡町在住の小学校児童を養育する保護者(以下「小学生調査」という。)
- ③ 調査時期:令和5年12月
- ④ 調查方法:
 - ○就学前調査
 - ・保育所(園)、幼稚園、認定こども園利用者:

配布 園を通じて配布

回答 園を通じて回収又はWEBによる回答

·町内施設、教育·保育施設未利用者:

配布 郵送

回答 郵送又はWEBによる回答

- ○小学生調査
 - ·町内の小学校:

配布 学校を通じて配布

回答 学校を通じて回収又はWEBによる回答

・町内の小学校以外:

配布 郵送

回答 郵送又はWEBによる回答

⑤ 調査の回収状況

		配布数		配布数回収数	
就	学	前	717票	391 票	54.5%
小	学	生	777 票	496 票	63.8%
	計		1,494 票	887 票	59.4%

3-3 集計結果の表記方法

- ① グラフのN(n)は、設問に対する無回答(不明)を含む集計対象総数で割合算出の基準です。 N(大文字)はすべての人が回答する設問、n(小文字)は限定設問やクロス集計等で、回答者 の一部を集計した基準値(母数となる値)です。
- ② 割合は、N(n)に対する各回答数の百分率(%)です。小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位までを表記し、一人の回答者が1つの回答をする設問(単数回答/SA)では、(99.9%、100.1%など)100.0%とならない場合があります。
- ③ 一人の回答者が2つ以上の回答をすることができる設問(複数回答/MA)は、各選択肢の割合の合計は 100.0%を超えています。
- ④ クロス集計表の表側(分類層)は、無回答を除いているため、各層の実数と集計対象総数が一致しない場合があります。
- ⑤ グラフや表の選択肢 (カテゴリー) は、文字数の制約のため、簡略して表記している場合があります。

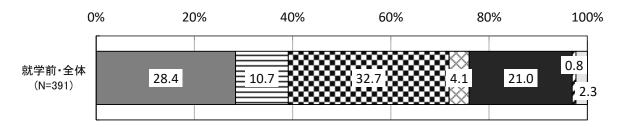
3-4 調査結果の概要(抜粋)

(1) 就学前調査

① 母親の就労状況

宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者を含む)をうかがいます。(〇は1つ)

- ・「パート・アルバイトなど(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.7%と最も高く、次いで「フルタイム(週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が28.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が21.0%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が10.7%の順です。
- ・産休・育休・介護休業中を含めた『フルタイムで就労している』割合を年齢別にみると、「〇歳」では 41.8%、「 I ~ 2 歳」では 40.2%、「3 ~ 5 歳」では 37.6%と、「〇歳」での割合が高くなっています。



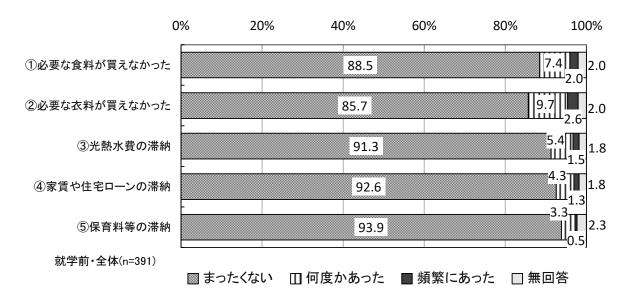
- ■フルタイム(週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- □フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイトなど(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ☑ パート・アルバイトなどで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- □これまで就労したことがない
- □ 無回答

			フルタイム で就労して おり、産休・ 育休・介護 休業中では ない	フルタイム で就労して いるが、産 休・育休・介 護休業中で ある	パート・アル バイトなどで 就労して・育 休・介護休 業中では ない	パート・アル バイトなどで 就労している	現在は就労	これまで就 労したことが ない	無回答
全 体		391件	28.4%	10.7%	32.7%	4.1%	21.0%	0.8%	2.3%
	O歳	91件	13.2%	28.6%	17.6%	7.7%	29.7%	1.1%	2.2%
年齢	1~2歳	117件	34.2%	6.0%	38.5%	4.3%	15.4%	0.9%	0.9%
	3~5歳	178件	33.1%	4.5%	36.5%	2.2%	20.8%	0.6%	2.2%

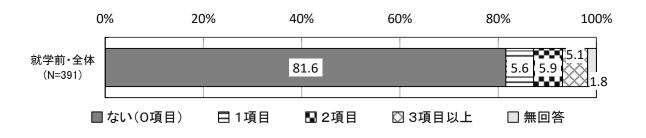
② 家計の状況

あなたの世帯(家庭)では、過去1年間に、経済的な理由による次のような経験がありましたか。(それぞれ〇は1つ)

・「何度かあった」と「頻繁にあった」を合わせた『あった』割合が高い項目は、「②必要な衣料が買えなかった」が 12.3%、「①必要な食料が買えなかった」が 9.4%です。



- ・5項目のうち「何度かあった」又は「頻繁にあった」の項目数をみると、「1項目」が 5.6%、「2項目」が 5.9%、「3項目以上」が 5.1%で、1項目以上『あった』割合は 16.6%です。
- ・家庭類型別にみると、「ひとり親家庭」では1項目以上『あった』割合は 33.3%となっています。

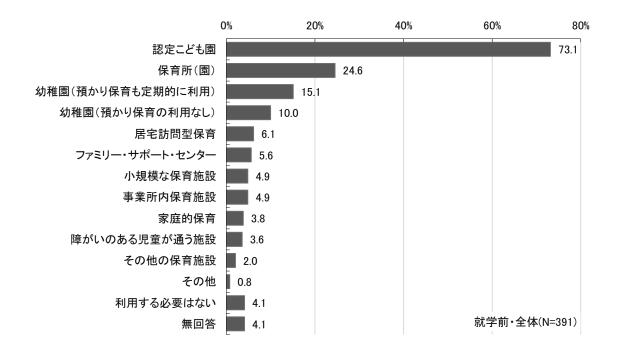


			ない (O項目)	1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	無回答
全 体		391件	81.6%	5.6%	5.9%	1.8%	1.3%	2.0%	1.8%
家庭 類型	ひとり親家庭	33件	63.6%	6.1%	12.1%	3.0%	0.0%	12.1%	3.0%
	フルタイム×フルタイム	130件	83.8%	6.9%	5.4%	1.5%	0.8%	0.8%	0.8%
	フルタイム×パートタイム	129件	82.2%	6.2%	4.7%	3.1%	1.6%	0.8%	1.6%
	フルタイム×専業主婦・夫	83件	85.5%	2.4%	7.2%	0.0%	2.4%	1.2%	1.2%

③ 保育所(園)や幼稚園などの利用意向

現在、幼稚園や保育所(園)などを利用している、利用していないにかかわらず、平日に宛名のお子さんを「定期的に」利用(継続・新規)させたいと考える教育・保育施設やサービスをお答えください。(〇はいくつでも)

- ・「認定こども園」が73.1%と最も高く、次いで「保育所(園)」が24.6%、「幼稚園(預かり保育も定期的に利用)」が15.1%、「幼稚園(預かり保育の利用なし)」が10.0%の順です。
- ・「認定こども園」の割合を家庭類型別にみると、「ひとり親家庭」では 78.8%、「フルタイム× フルタイム」では 75.4%となっています。

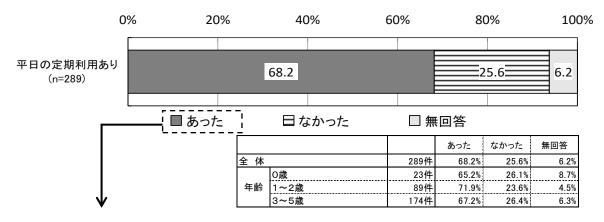


			の利用なし)幼稚園(預かり保育	も定期的に利用)幼稚園(預かり保育	保育所(園)	認定こども園	が通う施設障がいのある児童	小規模な保育施設	家庭的保育	事業 所内 保育施 設	育施設で外の保	居宅訪問型保育	ト・センターファミリー・サポー	その他	利用していない	無回答
全位	全 体		10.0%	15.1%	24.6%	73.1%	3.6%	4.9%	3.8%	4.9%	2.0%	6.1%	5.6%	0.8%	4.1%	4.1%
	O歳	91件	11.0%	19.8%	31.9%	69.2%	0.0%	13.2%	4.4%	4.4%	2.2%	8.8%	6.6%	2.2%	7.7%	4.4%
年齢	1~2歳	117件	9.4%	13.7%	18.8%	78.6%	2.6%	4.3%	2.6%	3.4%	0.9%	5.1%	5.1%	0.0%	2.6%	6.0%
	3~5歳	178件	10.1%	14.0%	24.2%	71.9%	5.6%	1.1%	4.5%	6.2%	2.8%	5.6%	5.6%	0.6%	3.4%	2.2%
	ひとり親家庭	33件	3.0%	9.1%	36.4%	78.8%	9.1%	6.1%	9.1%	9.1%	6.1%	6.1%	9.1%	0.0%	0.0%	6.1%
	フルタイム×フルタイム	130件	5.4%	10.8%	27.7%	75.4%	2.3%	4.6%	3.8%	4.6%	0.8%	5.4%	4.6%	0.8%	5.4%	3.1%
類型	フルタイム×パートタイム	129件	6.2%	11.6%	25.6%	76.7%	2.3%	5.4%	3.9%	4.7%	2.3%	7.0%	4.7%	0.0%	2.3%	3.9%
	フルタイム×専業主婦・夫	83件	27.7%	31.3%	13.3%	66.3%	4.8%	3.6%	2.4%	4.8%	2.4%	6.0%	6.0%	2.4%	7.2%	3.6%
きょう	いない	116件	12.1%	18.1%	30.2%	79.3%	2.6%	6.0%	4.3%	6.0%	1.7%	6.9%	7.8%	0.9%	1.7%	1.7%
だい	いる	271件	9.2%	13.7%	22.1%	70.8%	3.7%	4.4%	3.3%	4.4%	2.2%	5.9%	4.8%	0.7%	5.2%	5.2%

④ 病児·病後児保育

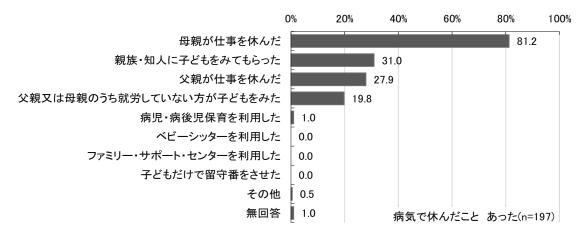
この1年間に、宛名のお子さんが病気やけがで利用されている教育・保育施設などを利用できなかったことはありましたか。(〇は1つ)

・「あった」割合は全体では 68.2%で、年齢別にみると「O歳」では 65.2%、「I ~ 2歳」では 71.9%、「3 ~ 5歳」が 67.2%です。一方、「なかった」割合は全体では 25.6%です。



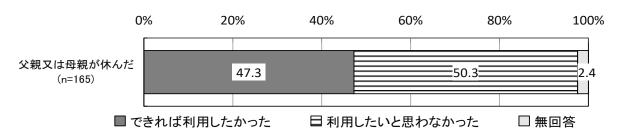
どのように対処しましたか。対処された日数もご記入ください。(数字で記入)

・「母親が仕事を休んだ」が 81.2%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった(同居している場合も含む)」が 31.0%、「父親が仕事を休んだ」が 27.9%、「父親又は母親のうち 就労していない方が子どもをみた」が 19.8%の順です。



父親や母親が仕事を休むことが困難などで、病児・病後児保育を利用したいと思いましたか。(〇は1つ)

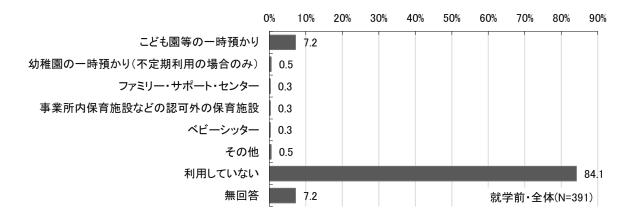
・「できれば利用したかった」が 47.3%、「利用したいと思わなかった」が 50.3%です。



⑤ 日中の一時預かり

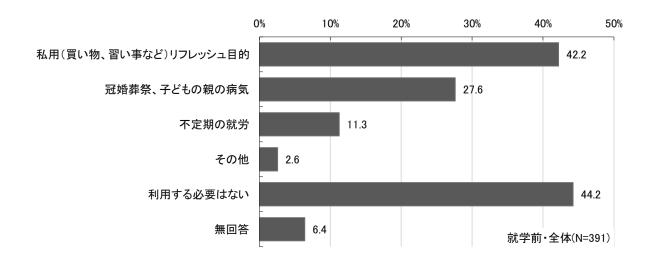
この1年間で、私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のため、 宛名のお子さんについて不定期に利用したものがありますか。(〇はいくつでも)

・「利用していない」が84.1%です。次いで「こども園等の一時預かり」が7.2%、「幼稚園の一時預かり(不定期利用の場合のみ)」が0.5%の順です。



私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のため、宛名のお子さんについて、一時預かりを利用したいと思いますか。(〇はいくつでも)

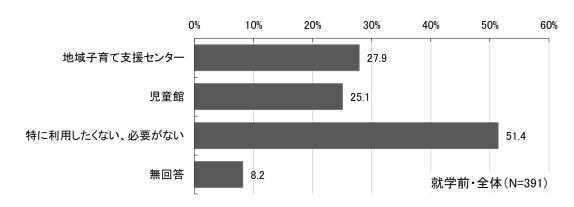
・「利用する必要はない」が 44.2%と最も高く、次いで「私用(買い物、習い事など)リフレッシュ目的」が 42.2%、「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が 27.6%、「不定期の就労」が 11.3% の順です。



⑥ 地域の子育て支援事業について

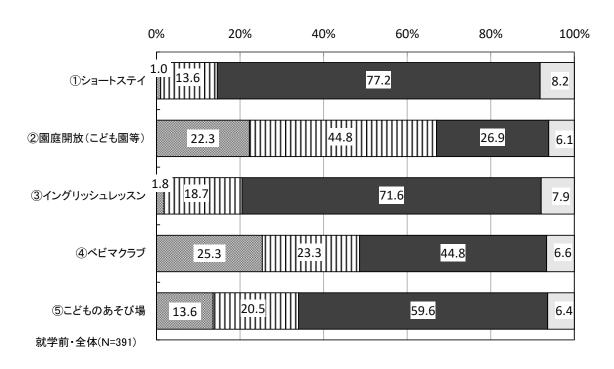
子育て支援事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、既に利用しているが、今後利用回数を増やしたいと思いますか。(Oはいくつでも)

・「特に利用したくない、必要がない」が 51.4%と最も高く、次いで「地域子育て支援センター (親子同士の交流や相談をする場の提供)」が 27.9%、「児童館」が 25.1%です。



次の町の事業やサービスを利用したことはありますか。(それぞれ〇は1つ)

- ・「利用したことがある」割合が高いのは、「④ ベビマクラブ」(25.3%)「② 園庭開放(こども 園等)」(22.3%)です。
- ・「知らない」割合が高いのは、「① ショートステイ」(77.2%)「③ イングリッシュレッスン」 (71.6%)「⑤ こどものあそび場」(59.6%)です。

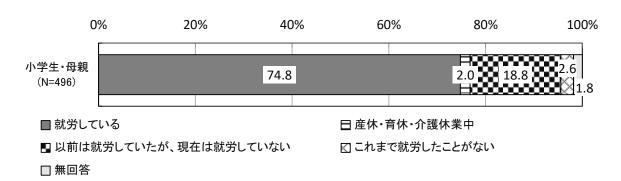


(2)小学生調査

① 母親の就労状況

宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者を含む)をうかがいます。(〇は1つ)

・母親は、「就労している」が74.8%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が18.8%、「これまで就労したことがない」が2.6%、「産休・育休・介護休業中」が2.0%の順です。

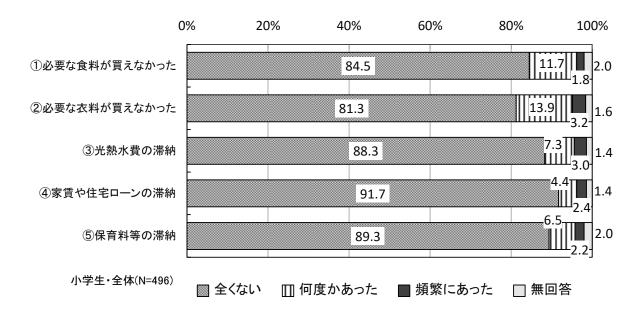


			就労している	産休・育休・ 介護休業中	以前は就労 していたが、 現在は就労 していない	これまで就労 したことが ない	無回答
全 体		496件	74.8%	2.0%	18.8%	2.6%	1.8%
学年	低学年(1~3年生)	262件	73.3%	3.8%	18.7%	2.3%	1.9%
 	高学年(4~6年生)	231件	77.5%	0.0%	19.0%	3.0%	0.4%
きょう	いない	127件	70.9%	0.8%	21.3%	2.4%	4.7%
だい	いる	369件	76.2%	2.4%	17.9%	2.7%	0.8%
地区	忠岡小学校区	166件	81.3%	0.6%	13.9%	3.0%	1.2%
	東忠岡小学校区	322件	72.0%	2.8%	21.4%	2.5%	1.2%

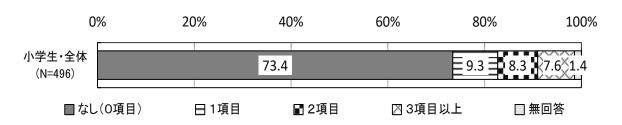
② 家計の状況

あなたの世帯(家庭)では、過去1年間に、経済的な理由による次のような経験がありましたか。(それぞれ〇は1つ)

・「何度かあった」と「頻繁にあった」を合わせた『あった』割合が高い項目は、「②必要な衣料が買えなかった」が 17.1%、「①必要な食料が買えなかった」が 13.5%です。



- ・5項目のうち「何度かあった」又は「頻繁にあった」の項目数をみると、「 | 項目」が 9.3%、「2項目」が 8.3%、「3項目以上」が 7.6%で、 | 項目以上『あった』割合は 25.2%です。
- ・家庭類型別にみると、「ひとり親家庭」では1項目以上『あった』割合は 50.9%となっています。



			なし (O項目)	1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	無回答
全 体		496件	73.4%	9.3%	8.3%	3.0%	1.6%	3.0%	1.4%
家庭類型	ひとり親家庭	55件	45.5%	12.7%	14.5%	5.5%	5.5%	12.7%	3.6%
	フルタイム×フルタイム	90件	87.8%	6.7%	2.2%	1.1%	1.1%	1.1%	0.0%
	フルタイム×パートタイム	223件	75.8%	9.0%	7.6%	3.6%	0.4%	2.2%	1.3%
	フルタイム×専業主婦・夫	94件	74.5%	9.6%	12.8%	0.0%	2.1%	1.1%	0.0%

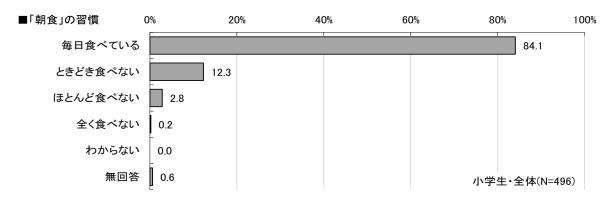
③ 食生活

宛名のお子さんの食生活についてうかがいます。(それぞれ〇は1つ)

- ・宛名のお子さんは、「朝食」を食べていますか。
- 宛名のお子さんは、ふだんどのように「夕食」を食べていますか。
- あなたのご家庭では、ふだんどのような食事をとることが多いですか。

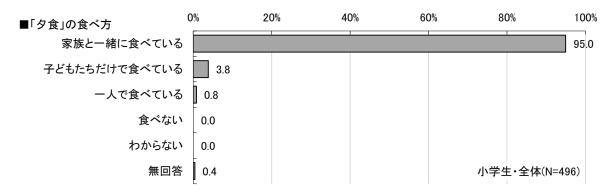
○朝食

・朝食は、「毎日食べている」が 84.1%と最も高く、次いで「ときどき食べない」が 12.3%、「ほとんど食べない」が 2.8%、「全く食べない」が 0.2%の順です。



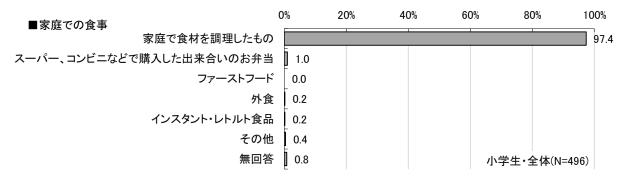
○夕食

・夕食の食べ方は、「家族と一緒に食べている」が 95.0%と最も高く、次いで「子どもたちだけで食べている」が 3.8%、「一人で食べている」が 0.8%の順です。



○家庭での食事

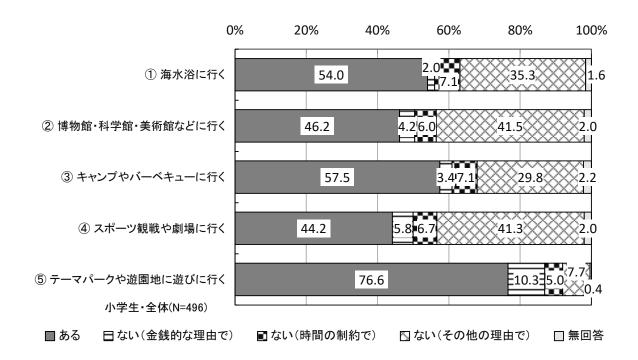
・家庭での食事は、「家庭で食材を調理したもの」が 97.4%と最も高く、次いで「スーパー、コンビニなどで購入した出来合いのお弁当」が 1.0%、「外食」「インスタント・レトルト食品」が ともに 0.2%の順です。



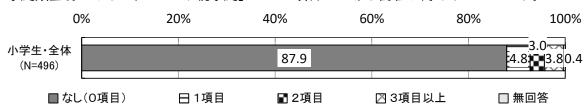
4 体験·経験

あなたのご家庭では、宛名のお子さんと次のような体験をすることがありますか。(それぞれ〇は1つ)

・「ない(金銭的な理由で)」割合が高いのは、「⑤ テーマパーク等に遊びに行く」が 10.3%、「④ スポーツ観戦や劇場に行く」が 5.8%です。



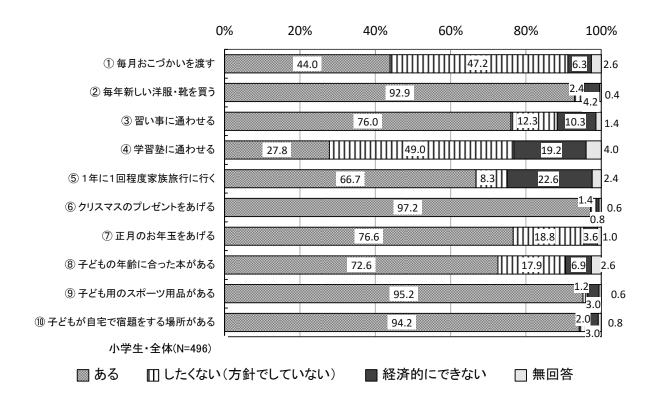
- ・金銭的な理由で「ない」項目数をみると、「 | 項目」が 4.8%、「 2 項目」が 3.0%、「 3 項目 以上」が 3.8%で、 | 項目以上ある割合は | 1.6%となっています。
- ・家庭類型別にみると、「ひとり親家庭」では | 項目以上ある割合が高くなっています。



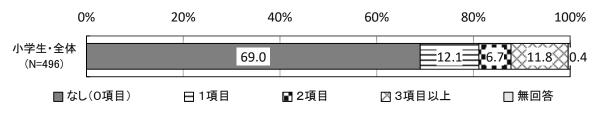
			なし(0項目)	1項目	2項目	3項目以上	無回答
全 体		496件	87.9%	4.8%	3.0%	3.8%	0.4%
学年	低学年(1~3年生)	262件	88.2%	5.0%	3.1%	3.4%	0.4%
	高学年(4~6年生)	231件	87.4%	4.8%	3.0%	4.3%	0.4%
	ひとり親家庭	55件	72.7%	9.1%	7.3%	10.9%	0.0%
家庭	フルタイム×フルタイム	90件	92.2%	6.7%	1.1%	0.0%	0.0%
類型	フルタイム×パートタイム	223件	88.8%	4.5%	3.1%	3.6%	0.0%
	フルタイム×専業主婦・夫	94件	92.6%	1.1%	3.2%	2.1%	1.1%

あなたのご家庭では、宛名のお子さんに次のことをしていますか。(それぞれ〇は1つ)

・「経済的にできない」割合が高いのは、「⑤ | 年に | 回程度家族旅行に行く」が 22.6%、「④ 学習塾に通わせる」が 19.2%です。



- ・「経済的にできない」項目数をみると、「 | 項目」が | 2.1%、「 2 項目」が 6.7%、「 3 項目以上」が | 1.8%で、 | 項目以上ある割合は 30.6%となっています。
- ・家庭類型別にみると、「ひとり親家庭」では「項目以上ある割合が高くなっています。

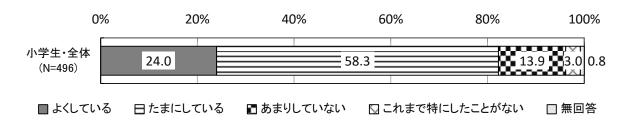


			なし(O 項目)	1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	7項目	8項目	9項目	10項目	無回答
全 体	Z	496件	69.0%	12.1%	6.7%	4.8%	1.6%	2.0%	1.4%	1.4%	0.4%	0.2%	0.0%	0.4%
	ひとり親家庭	55件	40.0%	14.5%	16.4%	7.3%	3.6%	7.3%	3.6%	3.6%	1.8%	1.8%	0.0%	0.0%
家庭	フルタイム×フルタイム	90件	86.7%	3.3%	4.4%	3.3%	1.1%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
類型	フルタイム × パートタイム	223件	65.0%	16.6%	5.4%	5.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	フルタイム×専業主婦・夫	94件	77.7%	9.6%	6.4%	4.3%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%

⑤ 家庭学習や将来について

あなたは、宛名のお子さんの将来(夢・進路・職業など)について、お子さんと一緒に 考えたり、話すことがありますか。(〇は1つ)

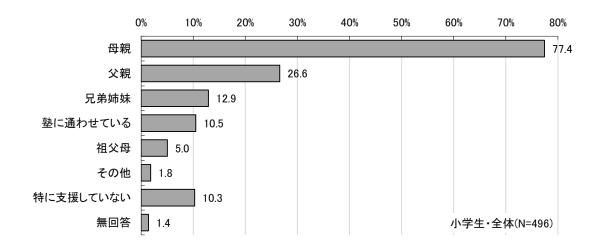
・「たまにしている」が 58.3%と最も高く、次いで「よくしている」が 24.0%、「あまりしていない」が 13.9%、「これまで特にしたことがない」が 3.0%の順です。



			よくしている	たまにして いる	あまりして いない	これまで特 にしたこと がない	無回答
全 体		496件	24.0%	58.3%	13.9%	3.0%	0.8%
学年	低学年(1~3年生)	262件	21.8%	61.8%	10.7%	5.3%	0.4%
- - + +	高学年(4~6年生)	231件	26.4%	54.1%	17.7%	0.4%	1.3%

ご家庭では、宛名のお子さんの学習は主にどなたが支援をしていますか。(〇はいくつでも)

・「母親」が77.4%と最も高く、次いで「父親」が26.6%、「兄弟姉妹」が12.9%、「塾に通わせている」が10.5%の順です。

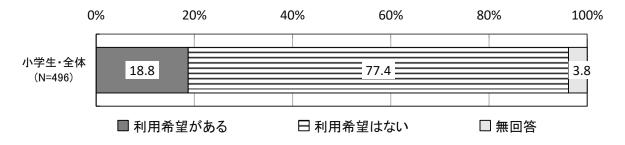


⑥ 留守家庭児童学級の利用意向

宛名のお子さんについて、今後の留守家庭児童学級の利用意向についてお聞きします。 保護者の就労状況やご家庭での過ごし方を踏まえてお答えください。(〇は1つ)

〇平日

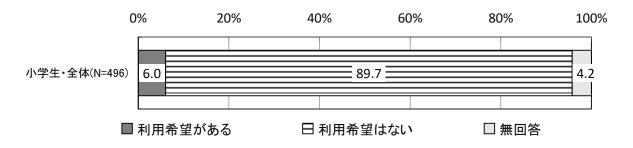
- ・「利用希望がある」が 18.8%、「利用希望はない」が 77.4%です。
- ・「利用希望がある」割合を家庭類型別にみると、「ひとり親家庭」では 30.9%、「フルタイム× フルタイム」では 45.6%、「フルタイム×パートタイム」では 13.0%、「フルタイム×専業主 婦・夫」では 2.1%となっています。



			利用希望が ある	利用希望はない	無回答
全 体		496件	18.8%	77.4%	3.8%
学年	低学年(1~3年生)	262件	31.7%	64.5%	3.8%
74	高学年(4~6年生)	231件	4.3%	91.8%	3.9%
	ひとり親家庭	55件	30.9%	65.5%	3.6%
家庭	フルタイム×フルタイム	90件	45.6%	48.9%	5.6%
類型	フルタイム×パートタイム	223件	13.0%	83.4%	3.6%
	フルタイム×専業主婦・夫	94件	2.1%	95.7%	2.1%
きょう	いない	127件	20.5%	73.2%	6.3%
だい	いる	369件	18.2%	78.9%	3.0%
地区	忠岡小学校区	166件	27.1%	69.3%	3.6%
地区	東忠岡小学校区	322件	14.9%	81.4%	3.7%

〇土曜日

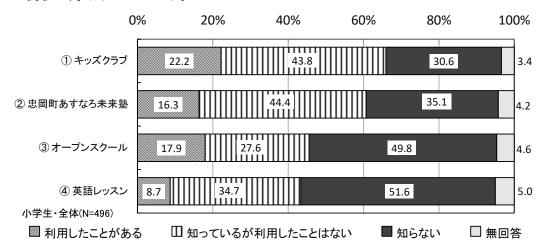
・「利用希望がある」が 6.0%、「利用希望はない」が 89.7%です。



⑦ 子育て支援に関する町の事業やサービスについて

次の町の事業やサービスを利用したことはありますか。(それぞれ〇は1つ)

- ・「利用したことがある」割合が高い事業やサービスは、「①キッズクラブ」(22.2%)です。
- ・「知らない」割合が高い事業やサービスは、「④英語レッスン」(51.6%)です。
- ・「利用したことがある」割合を地区別にみると、「①キッズクラブ」「③オープンスクール」は「東 忠岡小学校区」での割合が高く、「②忠岡町あすなろ未来塾」「④英語レッスン」は「忠岡小学 校区」での割合が高くなっています。



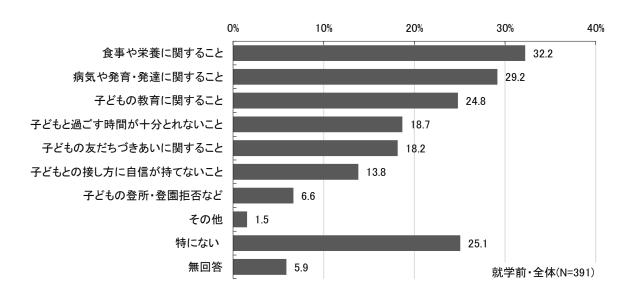
			利用した ことがある	知っている が利用した ことはない	知らない	無回答	利用した ことがある	知っている が利用した ことはない	知らない	無回答
				1) キッス			2	忠岡町あす	なる未来	塾
全 体		496件	22.2%	43.8%	30.6%	3.4%	16.3%	44.4%	35.1%	4.2%
学年	低学年(1~3年生)	262件	20.6%	42.7%	34.0%	2.7%	10.3%	40.8%	45.0%	3.8%
	高学年(4~6年生)	231件	23.8%	45.0%	26.8%	4.3%	23.4%	48.5%	23.4%	4.8%
きょう	いない	127件	14.2%	40.2%	40.9%	4.7%	14.2%	35.4%	44.1%	6.3%
だい	いる	369件	24.9%	45.0%	27.1%	3.0%	17.1%	47.4%	32.0%	3.5%
ᄴᅜ	忠岡小学校区	166件	9.6%	43.4%	44.0%	3.0%	17.5%	44.0%	36.1%	2.4%
地区	東忠岡小学校区	322件	28.6%	44.4%	23.6%	3.4%	15.8%	44.4%	34.8%	5.0%
				③ オープン	ノスクール		④ 英語レッスン			
全 体		496件	17.9%	27.6%	49.8%	4.6%	8.7%	34.7%	51.6%	5.0%
学年	低学年(1~3年生)	262件	16.0%	24.0%	55.3%	4.6%	7.6%	32.8%	54.6%	5.0%
子平	高学年(4~6年生)	231件	20.3%	31.6%	43.3%	4.8%	10.0%	36.4%	48.5%	5.2%
きょう	いない	127件	8.7%	24.4%	59.8%	7.1%	7.1%	30.7%	55.1%	7.1%
だい	いる	369件	21.1%	28.7%	46.3%	3.8%	9.2%	36.0%	50.4%	4.3%
빠ᅜ	忠岡小学校区	166件	15.7%	30.7%	49.4%	4.2%	9.6%	39.2%	47.6%	3.6%
地区	東忠岡小学校区	322件	19.3%	26.1%	50.0%	4.7%	8.4%	32.3%	53.7%	5.6%

(3) 町や地域の子育て環境に関する共通設問

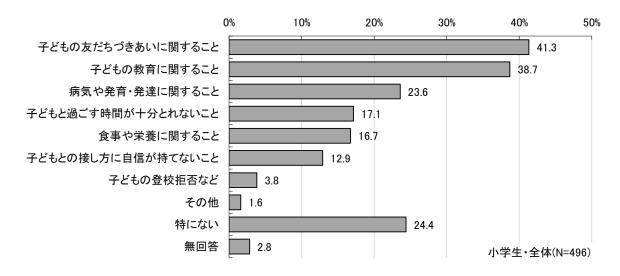
① 子育ての悩みや相談相手

子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。 子どもに関すること(Oはいくつでも)

・就学前では、「食事や栄養に関すること」が 32.2%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が 29.2%、「子どもの教育に関すること」が 24.8%、「子どもと過ごす時間が十分とれないこと」が 18.7%の順です。

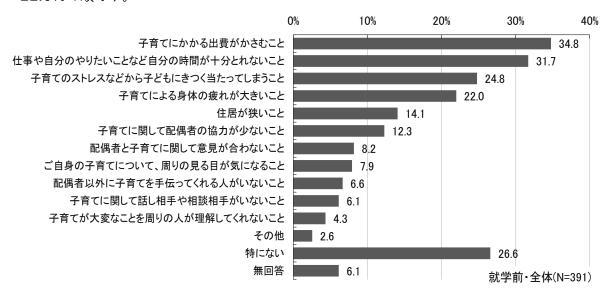


・小学生では、「子どもの友だちづきあいに関すること」が 41.3%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」が 38.7%、「病気や発育・発達に関すること」が 23.6%の順です。

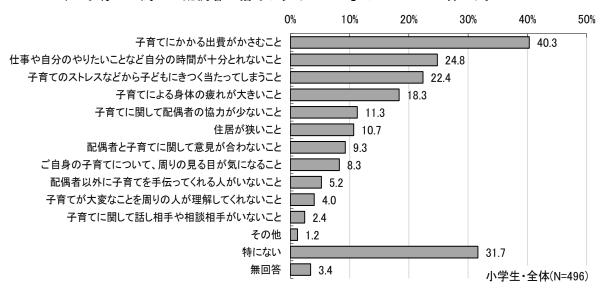


自分自身に関すること(子育ての悩み) (〇はいくつでも)

・就学前では、「子育てにかかる出費がかさむこと」が 34.8%と最も高く、次いで「仕事や自分 のやりたいことなど自分の時間が十分とれないこと」が 31.7%、「子育てのストレスなどから 子どもにきつく当たってしまうこと」が 24.8%、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が 22.0%の順です。

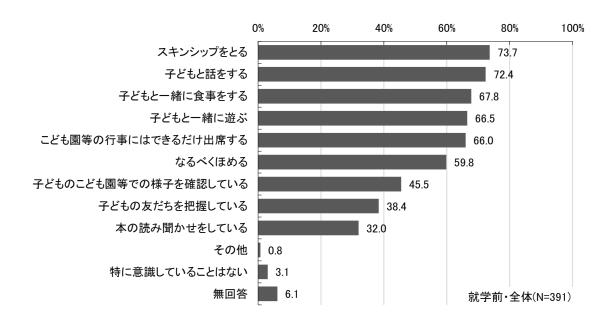


・小学生では、「子育てにかかる出費がかさむこと」が 40.3%と最も高く、次いで「仕事や自分 のやりたいことなど自分の時間が十分とれないこと」が 24.8%、「子育てのストレスなどから 子どもにきつく当たってしまうこと」が 22.4%、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が 18.3%、「子育てに関して配偶者の協力が少ないこと」が 11.3%の順です。

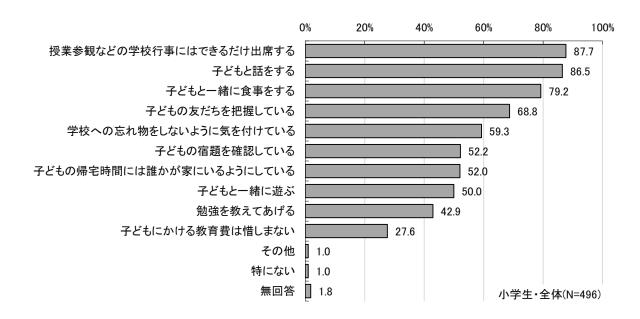


日頃のお子さんとの関わりで、心がけていることはどのようなことですか。(Oはいくつでも)

・就学前では、「スキンシップをとる」が 73.7%と最も高く、次いで「子どもと話をする」が 72.4% 「子どもと一緒に食事をする」が 67.8%、「子どもと一緒に遊ぶ」が 66.5%、「こども園等の 行事にはできるだけ出席する」が 66.0%の順です。

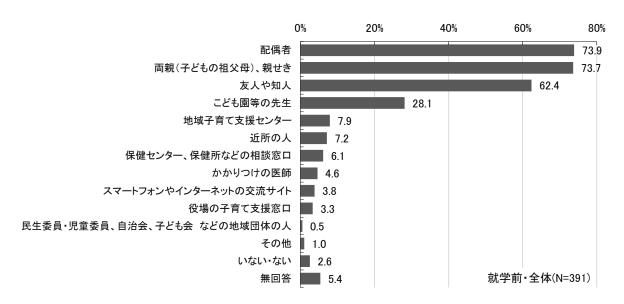


・小学生では、「授業参観などの学校行事にはできるだけ出席する」が 87.7%と最も高く、次いで「子どもと話をする」が 86.5%、「子どもと一緒に食事をする」が 79.2%、「子どもの友だちを把握している」が 68.8%の順です。

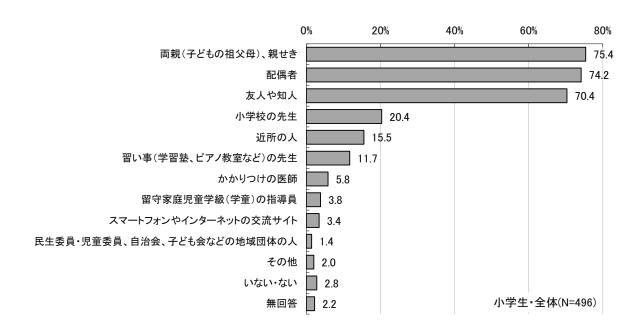


子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか。(〇はいくつでも)

・就学前では、「配偶者」が 73.9%で最も高く、次いで「両親(子どもの祖父母)、親せき」が 73.7%「友人や知人」が 62.4%、「こども園等の先生」が 28.1%の順です。

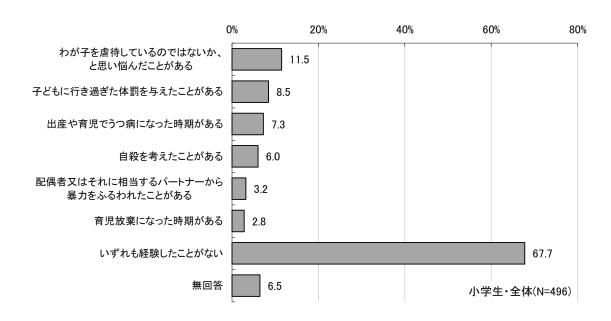


・小学生では、「両親(子どもの祖父母)、親せき」が 75.4%と最も高く、次いで「配偶者」が 74.2%、「友人や知人」が 70.4%の順です。



あなたは、子育てに関わってから以下のような経験をしたことがありますか。(Oはいくつでも)※小学生のみ

- ・「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある」が II.5%、「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」が 8.5%、「出産や育児でうつ病になった時期がある」が 7.3% の順です。
- ・「配偶者又はそれに相当するパートナーから暴力をふるわれたことがある」割合は全体では 3.2%、「ひとり親家庭」では 14.5%となっています。

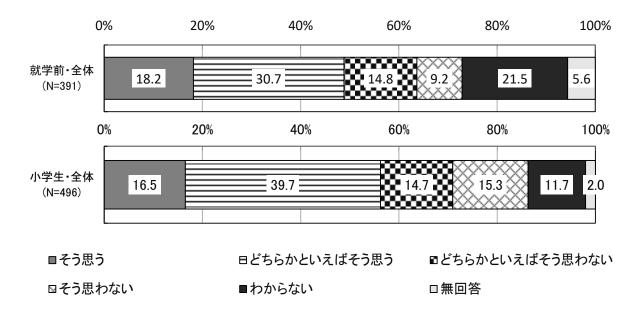


			配偶者又 はそれに相 当するパー トナーから 暴力をふる われたこと がある	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	育児放棄に なった時期が ある	出産や育児で うつ病になった 時期がある	わが子を虐 待している のではない か、と思い 悩んだことが ある	自殺を考え たことがある	「1」~「6」の いずれも経験 したことが ない	
全	体	496件	3.2%	8.5%	2.8%	7.3%	11.5%	6.0%	67.7%	6.5%
	ひとり親家庭	55件	14.5%	5.5%	7.3%	14.5%	12.7%	10.9%	60.0%	5.5%

② 忠岡町の子育て環境について

自分自身の子育てが、地域の人々や地域社会に支えられていると思いますか。(Oは 1 つ)

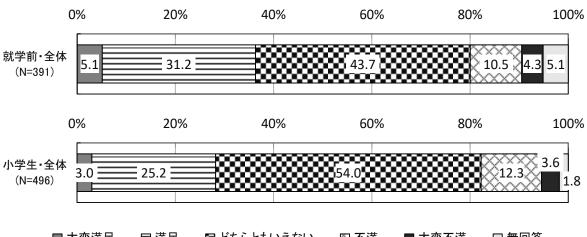
- ・「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』割合は、就学前では 48.9%、 小学生では 56.2%です。
- ・一方、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『思わない』割合は、 就学前では 24.0%、小学生では 30.0%です。



			そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかとい えばそう思 わない	そう思わない	わからない	無回答
就学前	全体	391件	18.2%	30.7%	14.8%	9.2%	21.5%	5.6%
	O歳	91件	23.1%	28.6%	14.3%	11.0%	18.7%	4.4%
年齢	1~2歳	117件	17.9%	30.8%	14.5%	9.4%	19.7%	7.7%
	3~5歳	178件	16.3%	31.5%	15.2%	8.4%	24.2%	4.5%
# M I 스	忠岡小学校区	108件	15.7%	32.4%	12.0%	6.5%	24.1%	9.3%
地区	東忠岡小学校区	280件	19.3%	30.0%	16.1%	10.0%	20.7%	3.9%
	5年未満	138件	15.2%	31.9%	15.2%	10.9%	20.3%	6.5%
居住	5年以上10年未満	97件	17.5%	37.1%	16.5%	5.2%	20.6%	3.1%
年数	10年以上20年未満	58件	15.5%	29.3%	19.0%	8.6%	22.4%	5.2%
	20年以上	93件	25.8%	23.7%	10.8%	8.6%	24.7%	6.5%
小学生	全体	496件	16.5%	39.7%	14.7%	15.3%	11.7%	2.0%
学年	低学年(1~3年生)	262件	17.6%	40.1%	13.0%	15.6%	11.8%	1.9%
74	高学年(4~6年生)	231件	15.6%	39.8%	15.6%	15.2%	11.7%	2.2%
地区	忠岡小学校区	166件	20.5%	40.4%	12.7%	12.0%	13.3%	1.2%
地区	東忠岡小学校区	322件	14.9%	40.4%	15.2%	16.8%	10.6%	2.2%
	5年未満	33件	18.2%	36.4%	3.0%	33.3%	9.1%	0.0%
居住	5年以上10年未満	84件	15.5%	35.7%	17.9%	14.3%	15.5%	1.2%
年数	10年以上20年未満	231件	14.7%	42.9%	16.0%	13.9%	9.1%	3.5%
	20年以上	143件	20.3%	39.2%	11.9%	14.7%	14.0%	0.0%

忠岡町の子育ての環境や支援への満足度についてお聞きします。(Oは1つ)

- ・「大変満足」と「満足」を合わせた『満足』割合は、就学前では36.3%、小学生では28.2%です。
- ・「不満」と「大変不満」を合わせた『不満』割合は、就学前では 14.8%、小学生では 15.9%です。



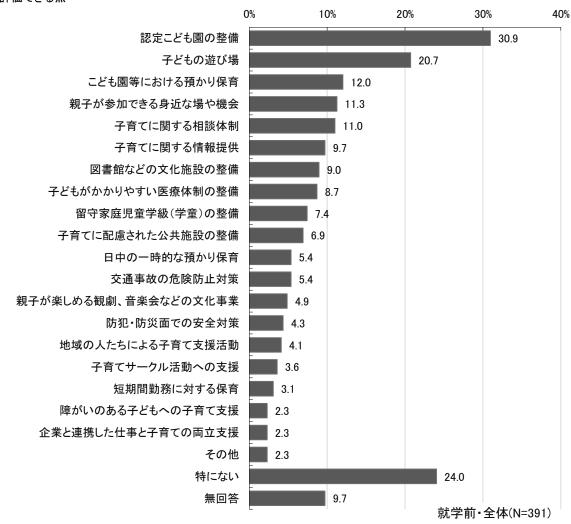
■ 大変満足 🗖 満足 🖫 どちらともいえない 🖎 不満	■ 大変不満	□ 無回答
------------------------------------	--------	-------

			大変満足	満足	どちらとも いえない	不満	大変不満	無回答
就学前	全体	391件	5.1%	31.2%	43.7%	10.5%	4.3%	5.1%
	O歳	91件	6.6%	41.8%	33.0%	9.9%	4.4%	4.4%
年齢	1~2歳	117件	4.3%	28.2%	44.4%	11.1%	5.1%	6.8%
	3~5歳	178件	4.5%	28.1%	48.9%	10.7%	3.9%	3.9%
	ひとり親家庭	33件	9.1%	21.2%	39.4%	21.2%	6.1%	3.0%
家庭	フルタイム×フルタイム	130件	5.4%	27.7%	43.1%	13.8%	6.2%	3.8%
類型	フルタイム×パートタイム	129件	3.1%	34.1%	46.5%	7.8%	3.1%	5.4%
	フルタイム×専業主婦・夫	83件	4.8%	39.8%	42.2%	7.2%	3.6%	2.4%
きょう	いない	116件	3.4%	30.2%	49.1%	6.9%	2.6%	7.8%
だい	いる	271件	5.5%	31.4%	42.1%	12.2%	5.2%	3.7%
	幼稚園(預かり保育の利用なし)	13件	7.7%	23.1%	53.8%	15.4%	0.0%	0.0%
→ ##	幼稚園(預かり保育も定期的に利用)	4件	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
定期 利用中	保育所(園)	43件	0.0%	20.9%	48.8%	18.6%	4.7%	7.0%
ריינית נייד	認定こども園	225件	5.3%	31.6%	44.9%	8.9%	4.4%	4.9%
	利用していない	90件	6.7%	37.8%	38.9%	10.0%	4.4%	2.2%
小学生	全体	496件	3.0%	25.2%	54.0%	12.3%	3.6%	1.8%
学年	低学年(1~3年生)	262件	3.8%	28.6%	51.9%	11.5%	2.3%	1.9%
74	高学年(4~6年生)	231件	2.2%	21.6%	56.3%	13.0%	5.2%	1.7%
	ひとり親家庭	55件	1.8%	29.1%	50.9%	14.5%	3.6%	0.0%
家庭	フルタイム×フルタイム	90件	1.1%	20.0%	53.3%	20.0%	3.3%	2.2%
類型	フルタイム×パートタイム	223件	3.6%	26.0%	54.3%	9.9%	4.0%	2.2%
	フルタイム×専業主婦・夫	94件	3.2%	31.9%	52.1%	8.5%	3.2%	1.1%
きょう	いない	127件	2.4%	22.0%	58.3%	10.2%	2.4%	4.7%
だい	いる	369件	3.3%	26.3%	52.6%	13.0%	4.1%	0.8%
地区	忠岡小学校区	166件	0.6%	22.3%	62.0%	11.4%	1.8%	1.8%
地스	東忠岡小学校区	322件	4.3%	27.0%	50.6%	11.8%	4.7%	1.6%

忠岡町の子育て環境や支援に関して、あなたが子育てしやすいなど一定、評価できる点、もっと充実してほしい点はどのようなことがありますか。 子育てしやすいなど一定、評価できる点(〇はいくつでも)

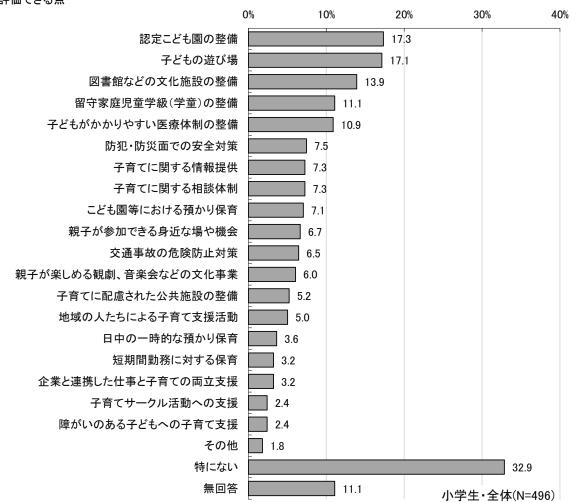
・就学前では、「認定こども園の整備」が30.9%と最も高く、次いで「子どもの遊び場」が20.7%、「こども園等における預かり保育」が12.0%、「親子が参加できる身近な場や機会」が11.3%の順です。また、「特にない」が24.0%です。

■評価できる点



・小学生では、「認定こども園の整備」が17.3%と最も高く、次いで「子どもの遊び場」が17.1%、「図書館などの文化施設の整備」が13.9%の順です。また、「特にない」が32.9%です。

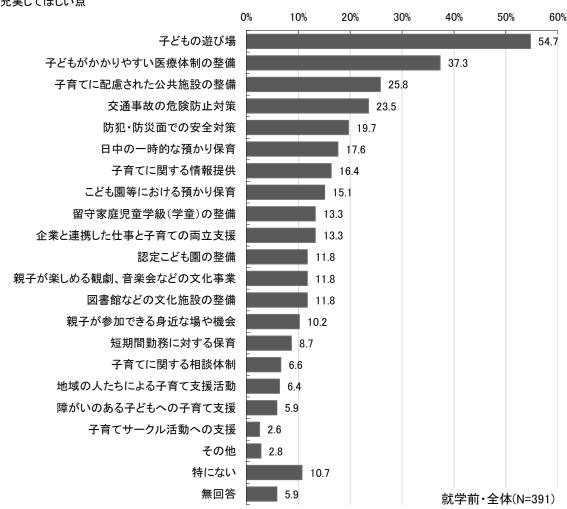




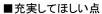
もっと充実してほしい点(Oはいくつでも)

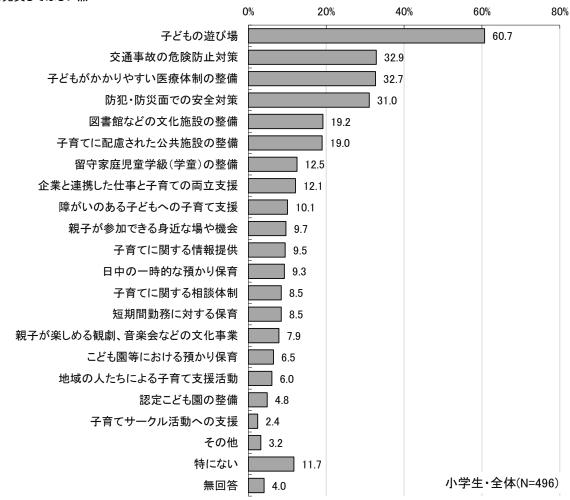
・就学前では、「子どもの遊び場」が 54.7%と最も高く、次いで「子どもがかかりやすい医療体制の整備」が 37.3%、「子育てに配慮された公共施設の整備」が 25.8%、「交通事故の危険防止対策」が 23.5%、「防犯・防災面での安全対策」が 19.7%の順です。

■充実してほしい点



・小学生では、「子どもの遊び場」が 60.7%と最も高く、次いで「交通事故の危険防止対策」が 32.9%、「子どもがかかりやすい医療体制の整備」が 32.7%、「防犯・防災面での安全対策」が 31.0%の順です。





第3章 計画の基本的考え方

Ⅰ 計画の基本理念

「第6次忠岡町総合計画」(令和3年度~令和12年度)では、本町が持続可能な「つながる つどう人を育む」まちづくりをめざすため、「日本一小さなまち ただおか」の特徴を活かして、「日本一小さなまち」だからこそ、この町に住んで働き、子育てをする(=人を育む)ことを推進していくとしています。

そして、本町の子ども・教育分野の展望では、次のように位置付けています。

行政はじめ家庭や地域・学校・事業者が一体となって、安心して子どもを産み、健やかに育てる総合的な子育て環境の充実を図ります。

■基本方針

- ▶学校教育が充実したまちづくり
- | 学校教育の充実
- 2 学校教育環境の充実

- ▶切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり
 - 3 結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実
 - 4 安心して子育てできる環境の充実
 - 5 青少年の健全育成

このことから、「第6次忠岡町総合計画」の基本理念を活かし、さらに、第2期子ども子育て支援事業計画の基本理念を継承しつつ、

親も子も地域も、みんなで子育て 笑顔が輝くまち忠岡

とします。



2 計画の基本的な視点

子ども・子育て支援の取組を進めるにあたって、次の5点を第2期計画を継承して基本的視点とします。

視点1:子どもの最善の利益の確保

「子どもの最善の利益」とは、子どもの権利に関する条約第3条に定められている考え方です。 子どもは、その置かれている状況において、公的にも私的にも、将来にわたって最大限の権利が保 障されるべき存在であるというものです。

子ども・子育て支援は、子どもの最善の利益が実現される社会をめざすことを基本に、子どもの生きる権利の保障や健やかに育つよう、教育・保育内容を充実するとともに、人権侵害である虐待やいじめ、ドメスティック・バイオレンス(以下、DVという。)被害などを受けないよう、また、障がいの有無や国籍等に関わらず等しく教育・保育が受けられるよう、子どもの人権の尊重を重視します。

視点2: 忠岡の次代を担う人づくり

将来、子どもが自立して家庭を持ち、楽しく子育てができるよう、また、地域社会の一員として、その次の世代の子どもたちを支えることができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うため、ライフサイクルを重視して、長期的な視野を持つとともに、忠岡の未来を託す人づくりを重視します。

視点3:親子の育ちの見守りと相互の育ち合いの地域づくり

地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支援するため、地域社会を構成する多様な主体が連携・協働し、子どもをまちの宝として大切に育てる意識づくりや大人も子どもも互いに学び、育ち合う環境づくりを重視します。

視点4:多様な子育て支援ニーズへの対応

母親の就労は進んでいます。そのことから、子どもの教育・保育事業についての多様なニーズが生じています。また、子どもの貧困など社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な教育・保育事業や地域子育て支援事業の取組や質を確保するとともに、養護家庭に対する自立支援等を重視します。

視点5:子育てと仕事・地域生活の調和の推進

親が子育てを楽しみながら、子どもとともにいきいきとした生活を送ることができるよう、また、父親も子どもと向き合い子どもの成長を喜びとして実感しつつ、子育てに関われるよう、さらに、地域社会とのつながりの中で親も子も成長できるよう、仕事と家庭生活、地域生活との調和の実現など、ゆとりある家庭づくりを重視します。

3 基本目標

基本理念の実現をめざし、3つの基本目標を設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標 | 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、全ての子どもが相互に認め合い、生命を大切にすることができるまちづくりを進めます。

また、子どもが次代の担い手として、自らの人生の主役として夢と希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組むとともに、子育て基盤としての家庭づくりや地域づくりを進めます。

基本目標2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

生涯にわたって親子がともに健康で暮らすことができるよう、母子保健対策をはじめ、保護者の 健康づくり等の対策を進めます。

また、働く母親のみならず、全ての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるようにするとともに、家庭生活や地域生活との調和を図れるよう、ゆとりある家庭環境づくりを促進します。

さらに、子育て家庭の多様なニーズに対応し、就学前の教育・保育事業及び地域子ども・子育 て支援事業の量の見込みの計画的な達成に向けての取組を進めるとともに、質の確保を図りま す。

基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

地域社会全体で親子の育ちを見守り、支援するため、子育ての社会的意義について啓発すると ともに、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支援する地域 づくりを進めます。

また、援護を必要とする家庭や子どもに対する支援を充実するとともに、いつでも子育てのことを 相談できるよう、相談や情報提供の充実を図ります。

さらに、子どもや子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

4 SDGs の推進

SDGs (持続可能な開発目標)とは、平成 27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ (行動計画)」に基づき、令和 12 (2030) 年を期限として設定された、17のゴール (目標)と169のターゲットで構成される国際目標です

SDGsの基本的な考え方は、「経済・社会・環境」の3つの側面のバランスが取れた持続可能な社会をつくることにあり、総合的な取組を進めていくことが求められます。

国は、平成 28(2016)年12月、「SDGs実施指針」を決定し、持続可能で強靭かつ誰一人取り 残さない、「経済・社会・環境」の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざしています。

私たちの日々の生活は、国境や地域を超えて密接に関連しており、SDGsの取組を進めることは、より良い世界や「未来につながるまちづくり」につながります。

子ども・子育て施策の推進にあたっては、SDGsの視点を取り入れ、各施策と17のゴール(目標)を関連付け、国や大阪府、近隣市町をはじめ、多様な関係者と連携しながら、総合的な取組を積極的に進めることにより、持続可能なまちづくりを進めていきます。

【SDGs (持続可能な開発目標)】

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT



【SDGsの17のゴール(目標)】

目標	大容
1 第四章	
/Î¥ Ť ŤŧŤ	【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
2 ### (((【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 #ペエの人に - 人人◆	【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 第四期以报常会 みんなに	【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を 表現によう	【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
6 変全な水とドイレ を世界中に	【水·衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 = +11+ - ± 6.6 % 1	【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8 MERING	【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9 産業と教育事務の 単格をつくらう	【インフラ・産業化・イノベーション】 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10 A中国の不平等 を含くせう	【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
11 dakubna	【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 248 AE	【持続可能な消費と生産】 持続可能な生産消費形態を確保する
13 兵教支統に 共体の収別機を	【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 %oranee	【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 202086	【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠 化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 THEORE	【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 #h-1-097t	【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

5 計画の施策体系

基本目標	施策	施策項目
基本目標Ⅰ	施策 -	(1)人権意識の醸成
子どもの人権の尊重	子どもの人権の尊重	
と未来を担う人づくり		(2)児童虐待·DV防止対策及び対応の充
		実
		(3)子どもに対する相談支援体制の充実
	施策 I −2	(1)家庭や地域の教育力・社会力の向上
	心身を健やかに育む子	(2)就学前・学校教育環境の充実
	育て環境の充実	(3)次世代を担う若者の自立支援
		(4)子どもの豊かな体験機会の充実
		(5)有害環境対策の推進
基本目標2	施策2-1	(1)親子の健康の確保
子どもを育てる喜びが	親子の健康づくり支援	(2)食育の推進
実感できる環境づくり		(3) 思春期からの健康づくり支援
		(4)小児医療・予防の充実
	施策2-2	(1)子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成
	子育てに関する意識啓発	(2)次代の親としての意識の醸成
	及び相談・情報提供体制	(3)子育てに関する相談体制・情報提供体
	の充実	制の充実
	施策2-3	(1)地域の子育て支援事業の充実
	仕事と子育ての調和推進	
基本目標3	施策3-1	(1)地域における多様な交流の促進
子どもを安心して育て	子育て家庭への支援の	(2)地域子育て支援活動の育成・支援
ることができる環境づ	充実	
< <i>\)</i>	施策3-2	(1)ひとり親家庭の自立支援の推進
	援助の必要な家庭や児	(2) 障がいのある子どもとその家庭に対す
	童への支援	る支援
		(3)困難を抱える子どもへの支援
	施策3-3	(I)親子にやさしいまちづくりの推進
	安全・安心な環境づくり	(2)交通安全・防犯・防災対策の推進



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標 | 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり

施策 | - | 子どもの人権の尊重

(I)人権意識の醸成

一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現と誰もが個性や能力を活かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造をめざし、子どもの人権に関する問題について、住民の理解や意識を高めるための啓発・教育を推進するとともに、虐待やDV、いじめなどの問題と併せて人権意識の高揚を図ります。

施策	内容	担当
①子どもの人権問題	子どもに対する虐待やいじめなど、様々な子ども	住民人権課
に関する啓発・教育の	の人権に関する問題や「児童の権利に関する条約」	
推進	の内容、「障害を理由とする差別の解消の推進に関	
	する法律」(障害者差別解消法)などについて、町の	
	広報等を通じて、さまざまな機会を通じて情報発信	
	や啓発を進めます。	
②認定こども園、小・	認定こども園教育・保育要領、小・中学校学習指	こども課
中学校における人権	導要領に基づき、子どもの発達段階に応じて子ども	
教育の推進	一人ひとりの人権を十分尊重するとともに、集団の	
	中で命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるよう	
	な仲間づくりを進めていきます。	
	また、外国籍の園児や障がいのある園児が増加し	
	つつある現状を踏まえ、今後も互いを思いやる心が	
	持てるようインクルーシブ教育を推進します。	

(2)児童虐待·DV防止対策及び対応の充実

虐待やDV、いじめなどに関する相談や対応など、関係課や関係機関等と連携し、一人ひとりの状況にきめ細かに対応していきます。

施策	内容	担当
①児童虐待の通告義	「児童虐待防止法」や通告義務等について、町の	こども課
務や通告先について	広報紙やホームページ、パンフレット等の媒体を活用	
の周知	して多くの住民の目に留まるように周知します。	
②要保護児童対策地	関係機関と当該児童等に関する情報、考え方を	こども課
域協議会の連携の強	共有し、要保護児童の適切な保護や保護者に対応	
化	するため、連携の強化を図ります。また、実際に虐待	
	とみられる事例があった際には、関係課や子ども家	

施策	内容	担当
	庭センター等関係機関との連携、役割分担を工夫	
	し、対象児童の安全の確認・確保に努めるとともに、	
	保護者への心のケアなどを支援します。	
③対象児童・家庭の	認定こども園、小・中学校において、職員に対して	こども課
早期発見·把握	の研修を行うとともに、教職員と教育委員会、各連	学校教育課
	携機関との情報共有などに努めます。また、早期か	健康づくり課
	らの支援が行えるよう乳幼児健診や各種訪問事業	
	等を通じた保護者や子どもの状況把握に努め、必要	
	に応じて、相談や支援につなげます。	
	スクールソーシャルワーカーを中心に校内外の専	
	門家との連携を密にとるとともに、福祉部局や児童	
	相談所といった各関係機関の活用を進めていきま	
	す。	
④DV防止に向けた啓	広報や街頭活動等を通じて、DVに関する内容の	住民人権課
発、DV相談、DV被害	普及や啓発活動に努めるとともに、DVに関する相談	
者の一時保護等の推	や、状況に応じて関係課や子ども家庭センター等関	
進	係機関との連携により、被害者及びその子どもの一	
	時保護等の対応を円滑に行います。	

(3)子どもに対する相談支援体制の充実

心の問題を抱える子どもやその保護者に対して、身近に相談できる機会や専門的な相談など、職員の資質の向上とともに、相談体制の充実を図ります。

施策	内容	担当
①子どもが相談でき	学校・家庭・地域が連携し、子ども一人ひとりの心	健康づくり課
る窓口についての周	の問題に対応できる相談・指導体制の充実に努め	学校教育課
知	ます。また、子どもが相談できる窓口について、ポスタ	こども課
	ーやチラシなどにより周知を図るとともに、子どもが	
	相談しやすい環境づくりに努めます。	
②子どもに対する相	中学校において、大学生等ボランティアを活用し、	学校教育課
談·学習支援	放課後に学習支援等を行います。	
	また、教育実習生や大学との連携を密にとり、学	
	習支援の継続に努めます。	

施策1-2 心身を健やかに育む子育て環境の充実

(1)家庭や地域の教育力・社会力の向上

子育ての基盤である家庭や子育ち・親育ちを見守り、支援する地域の教育力・社会力の向上を図ります。

施策	内容	担当
①保護者の学びの支	生涯学習課やこども課など子育てに関する関係	生涯学習課
援(子育て親サロン、	課が連携し、保護者が子育てについての知識等を	こども課
両親教室等)	深められるよう、啓発や学習機会の提供に努めま	健康づくり課
	す。同時に子育て親サロン(児童館)などにおける子	
	育て相談をはじめ、子育てに関する不安や悩みの軽	
	減を図るため、様々な相談等の対応の充実に努めま	
	す。	
②ふるさと教育の推	小学3年生での社会科副読本「ただおか」を活用	学校教育課
進	した学習や、中学2年生での職業体験学習など、子	
	どもたちが地域の歴史や文化、自然、産業など、ふる	
	さとへの関心と愛着を持てるよう、地域住民や関係	
	団体等との出会いの場を多く設けて連携を図るとと	
	もに、ふるさと教育を推進します。	

(2) 就学前・学校教育環境の充実

就学前教育や義務教育9年間を見通した連続性のある教育内容の充実を図ります。

施策	内容	担当
①総合的な幼児教育	認定こども園、小学校・中学校など異なる校種間	こども課
の推進	での行事や子ども同士の交流、教職員間の連携を	学校教育課
	図ります。	
②読書に親しむ活動	忠岡町子ども読書活動推進計画に基づき、子ど	生涯学習課
の推進	もの読書習慣の定着と環境整備が図られるよう取	学校教育課
	組を推進します。	こども課
③学習意欲・活用する	忠岡町授業スタンダードを活用し、特色ある授業	学校教育課
力の向上と学習習慣	づくりを通して子どもの確かな学力の定着を図ると	
の確立	ともに、活用する力や学習意欲の向上を図ります。	
	ICT の活用を進めるとともに、家庭も含めた学習	
	習慣の定着に努めます。	
④新学習指導要領の	新学習指導要領を確実に実施し、プログラミング	学校教育課
確実な実施	教育等を通して情報活用能力の育成を図るととも	
	に、「考え・議論する道徳」を進めるべく、自我関与や	
	問題解決的な学習を取り入れていきます。	

施策	内容	担当
⑤キャリア教育の推進	自分の成長や変容を自己評価するための振り返	学校教育課
	る活動を計画的に取り入れていきます。また、すべて	生涯学習課
	の学校生活を通してキャリア教育の推進を図り、働く	
	ことの意義や目的の理解を深める取組を進めます。	
⑥国際理解教育の推	国際感覚を持った人材の育成や、オーストラリア・	総務課
進	ノーザンビーチズ市との交流を深めるため、中学生	
	の派遣や英語イベントなどの事業を実施します。	
⑦環境教育の推進	環境問題について自ら調べ学習を行ったり、教科	学校教育課
	横断的に環境問題について考える学習の場を提供	
	します。	
	また、SDGs など現代社会の主題に対応するとと	
	もに、ICT の効果的な活用を進め、教科横断的な学	
	習の研究に努めます。	
⑧学校の組織力と教	教職員が日々の研究と研修を通して、相互に資質	学校教育課
職員の資質向上	を高め合い、今後の社会の変化に対応できる「学び	
	続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図ります。	
	さらに、研修について、系統立て、教職員を育成す	
	るシステム構築をより進めていきます。	
⑨魅力ある学校づくり	PTA や各地域団体との連携を密にとり、子どもの	学校教育課
の推進	健全育成に向け、定期的な情報交換を行うととも	
	に、学校便り等により、地域に積極的に情報発信し、	
	地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が協働の関	
	係をつくりながら、子どもの健全育成に向けた取組	
	を進めます。	
⑩就学前教育·保育	子どもたちが安全かつ快適に過ごせるよう、就学	こども課
施設の設備整備・維	前教育・保育施設の設備整備・維持、また、義務教	学校教育課
持、義務教育施設の	育施設の設備整備・充実に努め、開かれた環境にし	
設備整備·充実	ていきます。	

(3)次世代を担う若者の自立支援

未来を担う親の育成の観点に立つとともに、社会性やコミュニケーション能力、豊かな情操、創造力などを培い、健全な育成を図るため、キャリア教育の充実や相談体制の充実を図ります。

施策	内容	担当
①発達の段階に応じ	児童・生徒が、目標を持ち、学ぶことと自己の将来	学校教育課
た系統的なキャリア教	とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立	産業建築課
育の推進	に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけて	
	いくことができるよう、町内企業との連携を強化して	
	キャリア教育の充実に努めます。	
②進路指導相談体制	中学校の進路相談や若者の就職等に関する相談	学校教育課
の充実	について、関係課や関係機関等と連携し、相談しや	産業建築課
	すい体制づくり、相談対応の充実に努めます。	

(4)子どもの豊かな体験機会の充実

地域住民や地域団体との連携により、社会性やコミュニケーション能力、豊かな情操、創造力など を培います。

施策	内容	担当
①スポーツ少年団活	子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう	生涯学習課
動や子ども会活動等	に、また、社会性を身につけられるよう、さまざまな機	
子ども関係団体の活	会を通じて情報発信や啓発活動を行うとともに、子	
動の促進	ども会、スポーツ少年団等に対する活動支援、スポ	
	ーツテストやウォーキングイベントなど、スポーツを通	
	じた交流の場づくり、町全体のスポーツの活性化を	
	図ります。	
②児童館活動の推進	さまざまな機会を通じて情報発信や啓発活動を	生涯学習課
	行いながら子育て親サロン、のびのびサロンや情操	
	教育を実施し、児童館活動を推進します。	
③放課後子ども教室	忠岡町文化会館等と連携して、ボランティアの確	生涯学習課
の推進	保に努め、地域ボランティアの方と学びや遊ぶ子ど	
	もの居場所づくりをめざした放課後子ども教室を推	
	進していきます。	
④地域団体等との連	子どもたち一人ひとりが心豊かにたくましく育つこ	生涯学習課
携による地域での多	とができるよう、児童館において、勉強やスポーツ、ま	
様な体験機会の提供	た、茶道等文化活動を通じ、地域住民との交流等を	
	推進していきます。	

(5)有害環境対策の推進

地域住民や地域団体との連携による多様な体験機会の提供や有害環境対策を進めます。

施策	内容	担当
①有害環境の浄化等	関係機関及び忠岡町青少年問題協議会等との	生涯学習課
の活動促進	連携により、スマートフォンをはじめ複雑・多様化する	
	時代に合わせた有害環境の浄化等の活動を促進し	
	ます。	
②夜間パトロールの強	各種団体との連携・協力により、青少年の非行を	生涯学習課
化	防止するため、夜間パトロールの強化を図ります。	
③有害情報への対応	小・中学校において、児童・生徒の情報活用能力	学校教育課
	の育成を図るとともに、情報モラルの育成にも努め、	
	家庭・地域と連携した取組を推進します。	
④学校における児童・	問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、	学校教育課
生徒指導の推進	早期解決を図るため、小・中学校での指導や相談対	
	応の充実を図ります。さらに、スクールカウンセラーや	
	スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に	
	活用し、教育相談を行います。	



基本目標2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

施策2-1 親子の健康づくり支援

(1)親子の健康の確保

心身の変化が著しい妊娠・出産期を、母としての自覚を持ち、健康な生活を送ることができるように、また、安心して妊娠・出産し、ゆとりを持って子育てできるように、妊娠期からの継続した支援の充実を図ります。

また、保護者が健康を保持・増進できるようにするため、生活習慣病の予防など、若いときから適切な食事・運動・睡眠等についての啓発を進めます。

施策	内容	担当
①母子健康手帳の交	母子健康手帳を交付し、母と子の一貫した健康	健康づくり課
付と活用の促進	管理と健康の保持・増進に役立てられるよう、活用に	
	ついて啓発します。また、保健師・助産師との全数面	
	談を行い、早期に母親等の状況把握することにより、	
	必要な支援につなげていきます。	
②妊産婦健康診査の	妊婦と胎児の疾病の早期発見と健康の保持・増	健康づくり課
受診促進と相談支援	進を図るため、妊婦健康診査受診の促進を図りま	
の充実	す。また、健診結果をもとに、必要に応じて妊娠期か	
	ら産後までの切れ目ない支援を行います。	
③マタニティクラブ、ベ	妊娠期の健康の保持・増進を図るため、これから	健康づくり課
ビマクラブへの参加促	ママ、パパになる方への育児体験の場としてマタニ	
進	ティクラブを実施します。また、出産後比較的早期の	
	段階で参加できるベビマクラブを実施し、子どもへ	
	のアタッチメントの促進、ママやパパ同士の交流の機	
	会を作り、育児への支援を行います。	
④乳児家庭全戸訪問	出産後に助産師、保健師が訪問を行うことにより、	健康づくり課
事業の推進	悩み・不安の軽減に寄与し、各家庭に合わせた相	
	談・指導を行います。また、併せて、事業の周知に努	
	めます。	
⑤乳幼児健康診査の	乳幼児の成長発達のポイントとなる時期に健診を	健康づくり課
推進、乳幼児健康診	実施することで、児及び保護者に対し疾病の早期発	
査未受診者への対策	見、支援等を行います。	
強化	また、5歳児健診実施に向けての体制整備に努め	
	ます。	
⑥体重測定日への参	乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等を通じて	健康づくり課
加の促進	体重測定の実施の周知を図り、参加を促進します。	
	また、計測後、子どもの遊び場、親同士の交流を	
	深める機会の場を提供します。	

施策	内容	担当
⑦ママとこどものわん	就学前の子どもと保護者が遊びや体操など、家	健康づくり課
ぱくタイムの開催	庭ではできないふれあいの機会を提供します。	
⑧不育治療対策の推	町制度において実施している不育治療の助成事	健康づくり課
進	業について周知し利用を促進します。	
⑨保護者の健康づくり	乳幼児健診や教室等に参加された保護者への健	健康づくり課
の推進	診の受診勧奨や健康づくりに関する情報を提供し、	
	健康に関する啓発を行います。	
	また、働く世代も健診を受診できるような環境づ	
	くりに努めます。	
⑩産後ケア事業の実	出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポ	健康づくり課
施	ート等のきめ細かい支援を行い、産後も安心して子	
	育てができるよう実施します。助産師を中心とした専	
	門職が、沐浴の手伝いや授乳・育児の方法などの相	
	談支援や指導、産婦に対す心理的ケアを行います。	
⊕「ただおか子育てナ	IT を活用し、妊娠・出産・子育て期においてより身	健康づくり課
ビ」(アプリ) の活用を	近な健康管理ツールとして周知を図るとともに、保護	こども課
推進	者に必要な情報を手元に届けやすくするため地域の	
	子育て情報を「見える化」して発信します。	

(2)食育の推進

家庭における食生活の大切さや乳幼児期からの望ましい食習慣の定着のための啓発を進めます。

施策	内容	担当
①離乳食講習会の開	離乳食講習会のほか、保護者がよりイメージしや	健康づくり課
催	すくなるよう、健診時には離乳食の展示と相談を行	
	い、参加を促進します。	
②保護者向けの栄養	保護者と子どもが栄養や食ついて関心を持ち、自	健康づくり課
教室や親子クッキング	宅でも一緒に楽しめるような講話の内容や調理方	
等の調理指導の開催	法となるよう工夫して実施します。	
③認定こども園、小・	学校・家庭・地域が連携した取組を推進するとと	こども課
中学校における食育	もに、給食等を活用し、年齢に応じた食育の推進を	学校教育課
の推進	図ります。	
④栄養や食事に関す	健診日以外でも、体重測定日等の事業の開催	健康づくり課
る相談・指導	時、また、電話相談等、随時、食事や栄養について管	
	理栄養士に相談しやすい雰囲気づくりに努めます。	

(3) 思春期からの健康づくり支援

家庭、学校、地域などが連携して未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用、性などに関する正しい知識の普及を図ります。

施策	内容	担当
①喫煙·飲酒防止、薬	子どもを喫煙や飲酒、薬物乱用による健康被害	学校教育課
物乱用防止対策の推	から守るため、関係機関の協力を得ながら、喫煙や	健康づくり課
進	薬物乱用などの防止のための教育を推進します。	
	また、家庭内の喫煙状況について聞き取った際は	
	受動喫煙の指導を行うとともに、ポスターやチラシ等	
	で受動喫煙防止の啓発を行います。	
②学校における性や	養護教諭が中心となり、家庭や地域との連携のも	学校教育課
生命の尊重に基づく	と、子どもたちの性に関する正しい知識の習得のた	
性教育の推進	めの教育を推進するとともに、十代の自殺などの健	
	康課題に対応し、心の健康などについて、スクールカ	
	ウンセラーをはじめ専門家や各関係機関との連携を	
	図って、理解を深める取組を進めていきます。	
③保護者からの相談	学校等との連携を図り、思春期における心身や性	学校教育課
対応の充実	の悩み、不安の解消のため、窓口や電話相談による	
	教育相談を行うとともに、関係機関の紹介等を行い	
	ます。また、学校等の関係機関との連携について検	
	討します。	

(4) 小児医療・予防の充実

妊婦が安全で快適な出産ができるように、妊娠・出産期の健康づくりや注意点などについての知識の普及や情報の提供を図るとともに、子どもの健康管理に関してかかりつけ医を持つことの大切さの啓発や、小児救急診療体制についての周知を図ります。

施策	内容	担当
①保健医療福祉マッ	子どもの身体や病気に関し、日頃から気軽に相談	健康づくり課
プの活用、医療機関	できるかかりつけ医の必要性について泉大津市医	
情報の提供	師会等と連携して普及啓発を行うとともに、保健医	
	療福祉マップの活用、医療機関情報の提供を必要	
	に応じて更新しながら行います。	
②小児救急体制の整	泉大津市医師会、泉州二次医療圏の市町等と協	健康づくり課
備と周知の徹底	力し、泉州北部小児初期救急広域センター、小児救	
	急輪番体制の整備と周知に努めます。	

施策	内容	担当
③小児救急電話相談	「すこやかだより」に小児救急体制の情報を掲載	健康づくり課
についての周知	し、全戸配布をするとともに、乳児全戸訪問時のチラ	
	シ等を通じて周知を図ります。	
④予防接種の個別通	「すこやかだより」とホームページに予防接種情報	健康づくり課
知と未接種者への勧	を掲載し、全戸配布するとともに、各個別通知、健診	
奨	時の勧奨を行います。また、併せて、子育てアプリに	
	おいても情報を発信します。	
⑤家庭内事故予防に	乳幼児健診時に事故予防の冊子を配布、各種相	健康づくり課
ついての啓発	談を通じて、具体的な予防策の提案を行います。	

施策2-2 子育でに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実

(1)子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成

関係機関や関係団体等と連携し、子育てに関するサービスや講座等の情報、子育て支援団体・ サークル等の情報提供を進めます。

施策	内容	担当
①地域子育て支援拠	地域子育て支援センターにおいて、親子や保護者	こども課
点事業の推進	同士の交流、子育てに関する相談、情報の提供を行	
	います。更なる充実を図るため、3施設が連携し、引	
	き続き町としての子育て家庭への支援を充実させま	
	す。	
②子育ての楽しさのP	健診や子育て教室等において、子育てへの悩み・	こども課
R	負担の軽減を図るとともに、冊子やチラシを用いて	健康づくり課
	子どもへの関わり方を伝え、楽しく子育てができるよ	
	う支援します。	

(2)次代の親としての意識の醸成

次代の親となる子どもたちが、子育てに対して不安感や負担感を持つのではなく、生命の大切さ や成長の喜び、子育ての楽しさなどの感情を持つことができるよう、認定こども園、学校、地域との連 携により、小・中学生などが直接乳幼児とふれあう機会づくりに取り組みます。

施策	内容	担当
①中学校における保	認定こども園における中学生の職場体験学習の	こども課
育実習等乳幼児との	受け入れを通じて、乳幼児とのふれあいの機会の提	学校教育課
ふれあい体験の充実	供を行います。	
	また、保育教諭に興味がある大学生等に対しても	
	保育サポートスタッフ等として、乳幼児とのふれあい	
	の機会を提供します。	

(3)子育てに関する相談体制・情報提供体制の充実

子どもに関する様々な問題や子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるように、関係機関や団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

施策	内容	担当
①子育てガイドブック	子育てに関する関係課の事業等を盛り込んだ、子	こども課
の作成	育てガイドブックの内容の充実を図ります。	健康づくり課
②ホームページ・広	子ども・子育てに関する多様な課題に対応するた	こども課
報·LINE等を活用し	め、各種相談窓口・機関に関する情報をホームペー	健康づくり課
た情報発信の充実	ジや広報、LINE等での発信に努めます。	
	また、わかりやすいホームページの充実に努めま	
	す。	
③母子保健事業を通	母子保健事業の際に常時相談を受け付け、臨床	健康づくり課
じての乳幼児相談、発	心理士による専門相談などの周知を図るとともに、	
達相談等	医療機関や専門機関と連携し、相談体制の充実を	
	図ります。	
④地域子育て支援セ	地域子育て支援センターでは、親子や保護者同	地域子育て支援
ンターにおける相談の	士の交流、子育てに関する相談、情報の提供を行い	センター
推進(再掲)	ます。	
⑤利用者支援事業の	保護者等からの相談に応じ、子育て支援事業な	地域子育て支援
推進	ど必要な情報の提供や助言等を行う事業を推進し	センター
	ます。	

施策2-3 仕事と子育ての調和推進

(1)地域の子育て支援事業の充実

多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。特に 共働き家庭においても父親が子育てに積極的に参加できるようにするため、働き方の見直しと父親 の子育てや家事などへの参加についての理解を深めるための啓発等を図ります。

施策	内容	担当
①待機児童の解消	保護者の多様なニーズに対応できるよう、保育教	こども課
	諭の計画的な採用を行うことで保育教諭不足を解	
	消し、待機児童の解消に努めます。	
②延長(時間外)保育	町内にある全ての認定こども園において、引き続	こども課
事業の推進	き延長(時間外)保育を実施していきます。	

施策	内容	担当
③一時預かり事業の	保護者の傷病や緊急時の用事等により、家庭に	こども課
推進	おいて一時的に保育を受けることが困難な乳幼児	
	に対応する一時預かり事業を引き続き推進します。	
	また、こども誰でも通園制度の導入に向けて利用	
	量等を把握します。	
④子育て短期支援事	保護者が疾病その他の理由により家庭において	こども課
業(ショートステイ事	子どもを養育することが一時的に困難になったとき	
業、トワイライトステイ	や、出張等で家庭において夜間の保育ができない	
事業)	場合など、近隣市の児童養護施設などで預かる事	
	業を活用し、その家庭の支援を行います。	
⑤放課後児童健全育	小学生で、放課後帰宅しても保護者及び同居の	生涯学習課
成事業	親族の就労又は疾病等により、留守等になる家庭の	
	子どもたちを対象に、放課後あるいは長期休業中の	
	居場所を提供し、より持続性のある安定した運営を	
	めざして健全育成を図ります。	
⑥産前·産後休業、育	産前・産後休業や育児休業中の保護者が、職場	こども課
児休業中の保護者に	復帰時に認定子ども園等をスムーズに利用できるよ	
対する情報提供や相	う、幅広い情報提供や相談支援を図ります。	
談支援		



基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

施策3-1 子育で家庭への支援の充実

(1)地域における多様な交流の促進

子育て家庭の保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま、地域の中で孤立することがないよう、 子育ちや親育ちを地域社会が見守り支援することの重要性を広く普及するとともに、親子が多様な 交流の中で社会性を身につけ、幅広い視野を持つ大人として成長できるよう、様々な交流を促進しま す。

施策	内容	担当
①世代間交流の促進	認定こども園、小・中学校、総合福祉センター等、	福祉課
	様々な場や機会を通じて世代間交流を促進します。	学校教育課
		生涯学習課
		こども課
②園庭開放による子	地域子育て支援センターの企画として園庭開放を	こども課
育て交流の促進	実施することにより、親子の仲間づくりを支援します。	
③認定こども園と小学	小学校生活へ円滑に移行するため、認定こども園	こども課
校との交流	と小学校との交流をはじめ地域のほかの施設との交	学校教育課
	流を深めます。	

(2)地域子育て支援活動の育成・支援

地域住民や地域団体による子育て支援活動を促進します。

施策	内容	担当
①子育てサークルの	子育て中の親子が子育て情報の交換や交流を通	こども課
育成·支援	して、孤立感や負担感を少しでも軽減できるよう、地	
	域子育て支援センター等における地域の自主的な	
	子育てサークルの育成・支援に努めます。	
②民生委員 · 児童委	民生委員・児童委員等の協力を得て、保護者が	福祉課
員等の保健センター	安心して保健センター事業に参加でき、経験豊富な	健康づくり課
事業への参加・協力	年長者の助言や保育を受けられるよう、機会の提供	
	を進めます。	
③里親育成事業の推	貝塚子ども家庭センターからの里親募集記事等	こども課
進	を広報「ただおか」に掲載するとともに、パンフレット	
	を窓口に設置し、住民に制度の周知を図ります。	
④ファミリー・サポー	地域密着型の子育て支援事業として、子育てを援	こども課
ト・センター事業	助してほしい人と子育てを援助したい人が会員とな	
	り、お互いに子育てを助け合うファミリー・サポート・	
	センター事業の導入について検討していきます。	

施策3-2 援助の必要な家庭や児童への支援

(1)ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、安心して子育てができるよう、情報提供などを通じて就業による自立を支援するとともに、子育で・生活支援の強化や子どもへの相談・学習支援を図ります。また、父子家庭に対する相談や就業支援等、支援の拡充を図ります。

施策	内容	担当
①相談対応の充実	ひとり親家庭が抱えている様々な問題・悩みなど	こども課
	を解決するため、適切な助言及び情報提供をするな	
	ど相談対応の充実に努めます。	
②就労等自立支援の	看護師や介護福祉士などの資格の取得や、就業	こども課
推進	に結びつく可能性の高い講座を受講するひとり親に	産業建築課
	対し、経済的負担の軽減と自立の促進を図るため、	
	高等技能訓練促進費等給付金事業や自立支援教	
	育訓練給付金の支給等について周知し、利用の促	
	進を図ります。また、国家資格及び技能検定等に合	
	格した場合には補助金を交付します。	
③経済的支援	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひ	こども課
	とり親家庭医療制度、児童扶養手当制度、生活保護	福祉課
	制度などの事業について、関係機関と連携を図りな	
	がら、支援を必要とする人に対する周知、利用の促	
	進を図ります。	
④子どもに対する相	中学校において、大学生等ボランティアの協力の	学校教育課
談·学習支援(再掲)	もと、放課後に学習支援等を行います。	
⑤子育て短期支援事	ひとり親家庭の子どもが保護者の就労の関係で、	こども課
業の利用促進	夜間などに保育が必要になった場合に利用できるよ	
	う、子育て短期支援事業の周知を行うとともに、利用	
	を促進します。また、利用にあたって施設に空きがな	
	い場合に、何らかの代替案提示が速やかにできるよ	
	う、相談者に寄り添った聞き取りを実施し、他施設、	
	里親との契約について検討します。	
⑥養育支援訪問事業	ひとり親家庭などで特に支援が必要な家庭に対	健康づくり課
の推進	して、保健師などが訪問し、子育てに関するアドバイ	
	スなどを行います。	

(2) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援

心身に障がいのある子どもや発達の遅れがある子どもとその保護者が、安心して子育てや生活ができるよう、育児・教育の支援・訓練とともに、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供などを推進します。

施策	内容	担当
①障がいの早期発見	認定こども園、小・中学校との連携を図り、発達に	健康づくり課
	遅れなどのある子どもの早期発見や早期対応に努	こども課
	めます。	学校教育課
②発達障がいの早期	ユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づ	学校教育課
発見·早期対応	くりの取組を学校全体で積極的に進めるとともに、	
	支援教育コーディネーターを中心にリーディングチー	
	ムの巡回相談や研修の充実に努め、教育活動を推	
	進します。	
③障がいについての	住民に対し、障がいのある子どもに対する正しい	学校教育課
理解啓発の推進	理解と認識を深めるとともに、義務教育において「と	福祉課
	もに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共	こども課
	有を図るとともに、学年を超えた交流を図り、校種間	
	はもとより地域との連携を図ります。	
④きめ細かな相談・支	乳幼児期、小学生期、中学生期などのライフステ	健康づくり課
援	ージに応じて、関係課や関係機関等と連携し、本人	こども課
	や保護者の相談にきめ細かな対応を図ります。	福祉課
	障がいのある児童・生徒の就学相談等についても広	学校教育課
	報等により周知するとともに、関係課と連携し、障が	
	いのある子どもの把握に努め、早期から就学相談等	
	を行い、保護者の不安の軽減に努めます。	
⑤障がいのある子ど	集団教育・保育の中で障がいのある子どもがの	こども課
もの教育・保育の充実	びのびと生活できるよう、認定こども園での教育・保	学校教育課
	育の充実を図ります。また、支援教育コーディネータ	
	ーをはじめ、小・中学校の支援学級担任等を中心に	
	各学校が連携し、支援教育の充実に努めます。	
⑥忠岡町支援教育リ	専門性の高い支援学級担任をリーディングスタッ	学校教育課
ーディングスタッフ巡	フとして選任し、学校園を巡回する中で個別ケース	
回相談の充実	の相談や支援方法について助言します。今後もスタ	
	ッフの育成を図るとともに、指導方法等の向上に努	
	めます。	

施策	内容	担当
⑦個別の指導計画や	ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支	学校教育課
教育支援計画の作成	援を行うために、乳幼児期・学齢期・成人期までの	こども課
と取組	一貫した支援体制の構築に向け、支援をつなぐ「個	
	別の指導計画」や「個別の教育支援計画」より正確	
	なアセスメントや個別最適な支援、より関係機関との	
	円滑な連携へとつながるものとして作成し、それらを	
	効果的に活用し、支援を充実させていくために、保	
	護者、関係機関、医療機関等と連携を図ります。	
⑧障がい福祉サービ	訪問系サービスをはじめ日中活動系サービスの	福祉課
ス・地域支援事業	利用に際し、計画相談支援事業所の相談支援専門	こども課
	員が支援計画を立て、計画に基づきサービスを提供	
	するほか、日常生活用具の給付や移動支援、日中一	
	時支援事業等を実施します。	
⑨放課後等デイサー	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課	こども課
ビスの提供	後等に生活能力向上のための訓練などを提供する	
	ことにより、障がいのある子どもの自立の促進と放課	
	後の居場所の提供を行います。	
	その際、学校教育主管課と連携し、教育機関にお	
	ける放課後等デイサービス事業所への理解、協力体	
	制を深められるようにしていきます。	
⑩経済的支援	様々な障がい児福祉サービスに関する問い合わ	こども課
	せ、相談と結び付けて制度の提案・紹介が行えるよ	
	うにします。	
	特別児童扶養手当や障がい児福祉手当、重度障	
	がい者在宅生活応援制度など、障がいのある児童	
	の福祉の増進を図ることを目的に、経済的支援に努	
	めます。	

(3) 困難を抱える子どもへの支援

子育て家庭の経済的な負担を軽減するために、就園・就学や医療費に関する費用などの経済的 支援を実施します。また、経済的な理由により、学習や生活に困難が生じている家庭に対して学習支 援や生活支援を実施し、子どもたちが健全に成長していけるよう支援を推進していきます。

施策	内容	担当
①経済的支援(再掲)	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひ	こども課
	とり親家庭医療制度、児童扶養手当制度、生活保護	
	制度などの事業について、関係機関と連携を図りな	
	がら、支援を必要とする人に対する周知、利用の促	
	進を図ります。	

施策	内容	担当
②就学前施設に対す	子育て支援の更なる充実を推進するため、当該副	こども課
る給食費の助成(3歳	食費相当部分について保護者の負担をなくすため	
児から5歳児)	に、全額を施設に対して助成します。	
③子ども食堂に対す	子どもの居場所づくりを目的に「子ども食堂」を	こども課
る補助	開設し、運営に取り組む団体に対し、費用の一部を	
	補助します。	
④支援の輪が広がる	世帯所得が少なく、暮らしに困難を抱える世帯が	こども課
まちづくり	府や町で実施している支援の取組や制度等を知ら	福祉課
	ないためにサービス等を利用できないことがないよ	
	う、あらゆる機会を通じて、取組及び制度等の周知・	
	啓発に努めるとともに、民生委員・児童委員をはじめ	
	近隣の人たちの取組への参画と応援で、支援の輪	
	が広がるまちづくりを推進します。	
⑤貧困の連鎖の解消	就業が難しいなど、様々な事情により経済的な支	こども課
	援が必要な家庭に対して、様々な制度を活用した経	福祉課
	済的支援を図り、学業の支援や就業の支援により貧	
	困の連鎖の解消を図ります。	
⑥体験機会の提供	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左	こども課
	右されることのないよう、さまざまな体験機会の提供	学校教育課
	に努めます。	生涯学習課
⑦ヤングケアラーへの	ヤングケアラーは本人にその自覚がない場合や、	こども課
理解	家族の問題を知られたくないと思っていることが少	福祉課
	なくありません。このため、ヤングケアラーをいち早く	学校教育課
	見つけ、支援につなげることが重要です。早期把握	
	のため教育関係者、医療・介護・福祉の関係者、児	
	童委員などを対象に研修を実施し、ヤングケアラー	
	への理解を深めてもらうようにします。また、実態に応	
	じた対策がとれるように関係者間での協議に努めま	
	す。	

施策3-3 安全・安心な環境づくり

(1)親子にやさしいまちづくりの推進

気軽に子ども連れで外出できるよう児童遊園等の拡充に努めるとともに、利便性や安全性、快適性に富んだ、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った施設づくりや道路整備に努めます。

施策	内容	担当
①大阪府福祉のまち	乳児のいる保護者が外出先でも安心してオムツ	健康づくり課
づくり条例に基づく公	替え等ができるよう、公共施設のオムツ交換台等の	産業建築課
共施設等のバリアフリ	設置に努めます。また、不特定多数の方が利用する	
ー化の推進	民間の建築物について、大阪府福祉のまちづくり条	
	例等の普及と、誰もが利用しやすい、移動しやすいま	
	ちづくりの推進への誘導に努めます。	
	「赤ちゃんの駅」についてホームページや教室等	
	を利用し周知に努めます。	

(2) 交通安全・防犯・防災対策の推進

子どもを犯罪や交通事故、災害時の被害等から守るため、地域住民や関係団体、関係機関等と連携して見守り活動や交通安全教室、防災訓練などに取り組みます。

施策	内容	担当
①交通安全施設等整	通学路交通安全プログラムに基づき、安全対策を	産業建築課
備の計画的な推進	継続的に実施します。	
②地域住民、地域団	警察や交通安全協会等と連携し、認定こども園、	産業建築課
体等との連携による交	小学校の子どもに対し、交通ルールの遵守や歩行訓	
通安全教室の開催	練などの交通安全教室を実施していくとともに、交	
	通マナーなどの啓発を行います。	
③地域住民、地域団	警察官OB等を地域学校安全指導員(スクールガ	学校教育課
体等による登下校時	ードリーダー)として委嘱し、児童の登下校時の見守	
の子どもの見守り活	り活動を促進します。	
動の促進		
④子ども 110 番の家	PTA や自治会等の協力者の家の前に旗を掲げ、	生涯学習課
の普及	子どもが安全に暮らせる環境づくりを進めます。	
	また、協力者を増やしていきます。	
⑤教育·保育施設等	教職員や保育教諭の防犯訓練の実施や危機管	こども課
における安全対策の	理能力の向上を図るための研修を行います。	学校教育課
推進	地震などの災害時に混乱しないように、認定こど	
	も園、小・中学校での避難訓練など防災教育を実施	
	します。	

施策	内容	担当
⑥地域における避難	おける避難 障がいのある子どもや障がいのある保護者のい	
対策の推進	る家庭などが、地震などの災害時に混乱することな	福祉課
	く避難の支援ができるよう、災害時避難行動要支援	こども課
	者支援プランにより、要配慮者に対して支援希望者	
	の登録受付を行います。	
	また、今後は新たにマニュアルを作成し、説明会を	
	実施するなど、地域に本制度を浸透させていきます。	



第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

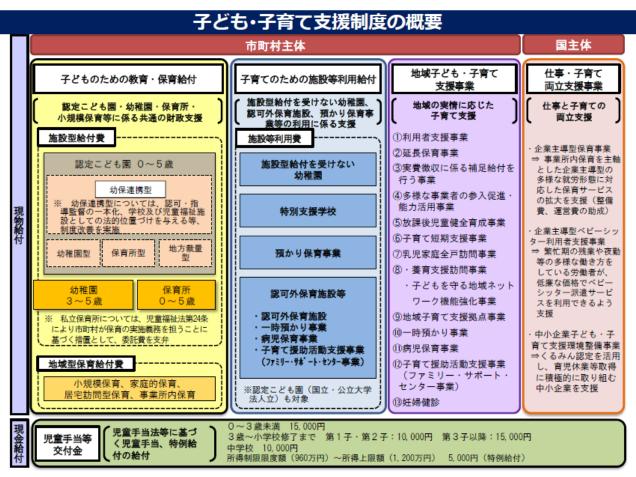
I 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に記載すべき事項が定められています。

この制度は、行政が保護者等に提供するサービスとして、子ども・子育て支援給付における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行うものです。



資料:こども家庭庁

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です(子ども・子育て支援法第61条第2項)。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、 地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況な どを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の記載が必要です。

本町は、東西約5km、南北約1km、面積3.97k㎡のコンパクトな町となっており、高齢者の保健福祉・介護保険事業計画では1つの日常生活圏域となっています。

これらの状況を踏まえ、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとは言えないことから、町全域とすることとします。

3 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が認定基準(①就労や出産等での保育を必要とする事由、②就労を理由とする利用の場合の保育の必要量、③ひとり親家庭や子どもの障がいの有無等による優先利用等)に基づき、保育の必要性を認定します。

認定は下記の3つの区分となります。(認定に応じて施設などの利用先が決まります。)

認定区分		対象者	主な利用先
号認定	子どもが満3歳以上	専業主婦(夫)家庭、就労時間 が短い家庭 共働きであるが、幼稚園の利用 希望が強いと想定される家庭 【2号要件を有する】	幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	保育所、認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、	共働きの家庭	保育所、認定こども園、地 域型保育、認可外保育施 設

利用希望施設	こどもの年齢	必要となる認定	子どもを預けられる 基本時間
幼稚園 (施設型給付園) 認定こども園 (幼稚園枠)	3~5歳	1号認定	4時間 (教育標準時間)
認可保育園 認定子ども園	3~5歳	2号認定	日時間 (保育標準時間) 或いは 8時間 (保育短時間)
(保育園枠) 地域型保育	0~2歳	3号認定	日時間 (保育標準時間) 或いは 8時間 (保育短時間)

4 人口推計

コーホート変化率法*による推計では、令和7年以降の $0\sim11$ 歳児人口の合計は、減少傾向で推移していくと予測されています。

また、総人口に占める0~17歳の人口の割合についても減少傾向で、令和6年は 13.9%でしたが、令和11年は 13.1%になると見込まれます。

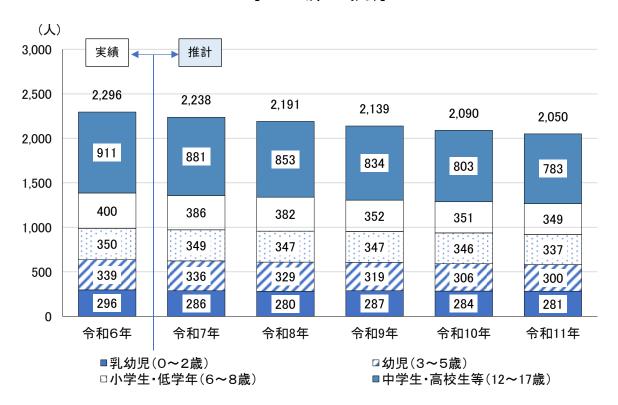
単位:人

	実 績 値	推 計 値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 年
0歳	83	92	91	90	89	88
歳	103	89	98	97	96	95
2歳	110	105	91	100	99	98
3歳	105	114	108	94	103	102
4歳	116	105	115	108	94	103
5歳	118	117	106	117	109	95
小計	635	622	609	606	590	581
6歳	106	119	118	106	118	109
7歳	122	108	121	120	108	120
8歳	122	122	108	121	120	108
9歳	138	122	122	108	121	120
10歳	126	138	122	122	108	121
歳	136	126	138	122	122	108
小計	750	735	729	699	697	686
12歳	133	137	127	139	123	123
13歳	143	133	137	127	139	123
14 歳	154	143	133	137	127	139
15 歳	159	155	144	134	138	128
16 歳	155	158	154	143	133	137
17 歳	167	155	158	154	143	133
小計	911	881	853	834	803	783
0~17 歳合計	2,296	2,238	2,191	2,139	2,090	2,050
総人口に占める 0~17歳の割合	13.9%	13.7%	13.5%	13.4%	13.2%	13.1%
総人口	16,480	16,330	16,179	16,021	15,866	15,705

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート(この場合 I 歳階級男女別人口)について、過去における 実績人口の動勢から「変化率(令和2年から令和6年の各年の年齢階級別の変化率を求めその平 均値を採用)」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

また、0歳人口の求め方については、20歳から44歳の女性人口と0歳人口の比(女性子ども比(令和2年から令和6年の各年の比率を求めその平均値を採用))により求めます。

【0~17歳人口推計】



5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1)教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援サービスの見込み量について、教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」は、町に居住する子どもの「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」、「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育提供区域に、「教育・保育施設(保育所、保育園、認定こども園、幼稚園、)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

(単位:人)

			推 計 値				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 年度
14 4 4 4		見込量合計①	68	61	52	50	49
特定教育 施設	1号認定	確保方策②	114	114	114	114	114
766		過不足②-①	46	53	62	64	65
		見込量合計①	268	269	267	256	251
	2号認定	確保方策②	284	284	284	284	284
		過不足②-①	16	15	17	28	33
	3号認定	見込量合計①	160	162	165	167	170
		確保方策②	196	196	196	196	196
伊		過不足②-①	36	34	31	29	26
保育施設		見込量合計①	26	26	26	26	26
	O歳	確保方策②	39	39	39	39	39
		過不足②一①	13	13	13	13	13
		見込量合計①	134	136	139	141	144
	1 · 2歳	確保方策②	157	157	157	157	157
		過不足②一①	23	21	18	16	13

◆推計人口(再掲)

♥:	推計人口(冉掲)					単位:人	
		推計值					
		令和7年 令和8年 令和9年 令和10年 令和11					
	3~5歳	336	329	319	306	300	
	0~2歳	286	280	287	284	281	
	O歳	92	91	90	89	88	
	l·2歳	194	189	197	195	193	

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

地域子ども・子育て支援制度については、下図のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業の一覧

		対象年齢等
①	利用者支援事業	就学前児童(0~5歳)を持つ 保護者
2	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	就学前児童(0~5歳)及びそ の保護者
3	一時預かり事業	就学前児童(0~5歳)
4	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児
⑤	養育支援訪問事業	養育の支援が特に必要な 家庭
6	ファミリー・サポート・センター事業	0~12 歳
7	子育て短期支援事業(こどもショートステイ事業)	0~5歳
8	延長保育事業	0~5歳
9	病児·病後児保育事業	0~5歳 I∼3年生
(1)	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	I~6年生
(1)	妊婦健康診査	妊婦·胎児
(2)	産後ケア事業	産婦·乳児
(3)	実費徴収に係る補足給付事業	・副食材料費・・年収 360 万円未満相当世帯・第3子以降の子ども ・日用品等・・生活保護世帯・保 育認定の里親世帯
<u>(4)</u>	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	-
(5)	子育て世帯訪問支援事業【新規】	0~17歳
(6)	児童育成支援拠点事業【新規】	0~17歳
(7)	親子関係形成支援事業【新規】	0~17 歳
(8)	こども誰でも通園制度【新規】	○(6か月以下は対象外)~3 歳
(9)	妊婦のための支援給付等事業【新規】	忠岡町に住所を有する妊娠 届出をした妊婦
20	妊婦等包括相談支援事業【新規】	忠岡町に住所を有する妊婦、 その配偶者等
2)	新生児聴覚検査事業【新規】	忠岡町に住所を有する生後 2か月未満の乳児
22	産婦健康診査事業【新規】	忠岡町に住所を有する出産 後8週以内の産婦
23	不育症治療費助成事業【新規】	不育症の治療を受けた法律 上の婚姻をしている夫婦又 は事実婚である夫婦
24	「ただおか子育てナビ」(アプリ)の活用【新規】	伴走型相談支援事業のより 一層の充実

①利用者支援事業

妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応する事業です。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
こども家庭センター型	見込量合計①	2か所	か所	Ⅰか所	か所	Ⅰか所
ことも永庭ピング	確保方策②	2か所	か所	か所	か所	か所
2-①		0	0	0	0	0

[※]令和7年度以降「こども家庭センター」の設置をめざします。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

延利用者数/单位:人

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
地域子育て支援拠点	見込量合計①	8,200	8,400	8,600	8,800	9,000
事業	確保方策②	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
2-(1)	800	600	400	200	0



③一時預かり事業

1号認定及び2号認定(3~5歳)の園児、その他0~5歳の乳幼児

①幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園・認定こども園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

②幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり以外で(一時預かり事業) 病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	11年度
幼稚園・認定こども園 における預かり保育	見込量合計①	3,646	3,675	3,705	3,735	3,765
号認定 (月·延人数)	確保方策②	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
2-(1)	154	125	95	65	35
幼稚園・認定こども園 における在園児対象	見込量合計①	109	117	127	137	149
の預かり保育以外 (年·延人数)	確保方策②	160	160	160	160	160
2-(1)	51	43	33	23	11

4)乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
乳児家庭全戸訪問 事業	見込量合計①	132	132	132	132	132
年·延訪問人数	確保方策②	132	132	132	132	132
2-(1)		0	0	0	0	0



⑤養育支援訪問事業

妊娠の届出時の面接及び乳児家庭全戸訪問事業等により把握された、特に支援を必要とする 妊婦・養育者や児童に対して、保健師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
専門的相談支援	見込量合計①	35	35	35	35	35
年·延人数	確保方策②	35	35	35	35	35
2 -(i)	0	0	0	0	0

⑥子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童がいる子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
利用状況 延べ利用者数	見込量合計①	-	100	100	80	80
/単位:人日	確保方策②	-	120	120	120	120
2-(1)	-	20	20	40	40

⑦子育で短期支援事業

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 年度
子育て短期支援事業	見込量合計①	33	38	44	51	59
(ショートステイ)年・ 延人数	確保方策②	33	38	44	54	59
2-(1)	0	0	0	0	0
夜間擁護等事業 (トワイライトステイ)	見込量合計①	5	5	5	5	5
年・延人数	確保方策②	14	14	14	14	14
2-(1)		9	9	9	9	9

⑧延長(時間外)保育事業

認定こども園において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
延長保育事業	見込量合計①	160	160	160	160	160
月·延人数	確保方策②	176	176	176	176	176
2 -①		16	16	16	16	16
施設数		4園	4園	4園	4園	4園

⑨病児·病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学 生を対象に、病院や認定こども園等で保育を行う事業です。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
病児·病後児保育 事業	見込量合計①	15	15	15	15	15
年延人数	確保方策②	20	20	20	20	20
2-(1)	5	5	5	5	5



⑩放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に 適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

月延人数/单位:人

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
/K. 兴 左	見込量合計①	99	99	99	99	99
低学年	確保方策②	100	100	100	100	100
(1~3年生)	2-1		1			1
古兴仁	見込量合計①	14	14	14	14	14
高学年 (4~6年生)	確保方策②	20	20	20	20	20
(4~6年生)	2-1	6	6	6	6	6
登録児童	 章数	110	110	110	110	110
施設数(簡	箇所)	2	2	2	2	2

①妊婦健康診査

妊婦と胎児の健康状態を把握し、母体の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
受診回数	見込量合計①	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140
(延人数)	確保方策②	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140
2-(1)	0	0	0	0	0

②産後ケア事業

産科医療機関や助産院等において、助産師等の看護職が中心となり、産婦や乳児に対して保 健指導やケアを行う事業です。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
産後ケア	見込量合計①	20	20	20	20	20
年·実人数	確保方策②	20	20	20	20	20
2-(1)	0	0	0	0	0

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

(年収360万円未満相当の世帯・第3子以降のこども)

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園で、給食費として実費徴収している費用のうち、「副食材料費」を補助する事業です。

(生活保護世帯・里親世帯)

認定こども園等で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用について、月額 2,500 円を上限に費用の一部を補助する事業(令和4年度から開始)

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の 能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

「量の見込み」及び「確保方策」では、3歳未満児及び3歳以上児とも現行の施設内で充足する 見込みであることから、現在のところ新規施設等に対する町からの支援を設ける必要性はないと 考えられるものの、今後の状況が大幅に変更になった場合には、本事業について検討をしていきま す。

(5)子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

- ※この業務の支援対象は、次に掲げるような状態にある家庭を対象としています。
- ア 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当する おそれのある家庭
- イ 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援すること が特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ウ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- エ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が特に支援が必要と認めた家庭(ヤングケアラー等) 以上のような事象は、顕在化はしていないものの、個別に必要な事象には、町保健・福祉部門、 関係機関等の連携で必要に応じて対応しています。今後においても、地域の民生委員・児童委員 や近隣世帯との連携を図り、その把握に努めるとともに、関係機関による組織的な対応を図りま す。

16児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

忠岡町では、現在、事業を行っていませんが、これまで支援が必要な場合は、個別に関係機関と連携して対応しており、必要な支援拠点は、児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設や、その他忠岡町が子どもの居場所支援を行う場所になりますが、児童養護施設等と連携し、必要な場合の対応を協議していきます。

⑦親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育でに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

対象は乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により町が当該支援を必要と認めた家庭とされています。

忠岡町においては、以上のような事象は、顕在化はしていないものの、個別に必要な事象には、 町保健・福祉部門、関係機関等の連携で必要に応じて対応してきています。

今後において、地域の民生委員・児童委員や近隣世帯、学校等関係機関との連携を図り、その 把握に努めるとともに、関係機関による組織的な対応を検討します。

⑧こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度とは、2023 年6月に政府が閣議決定した、すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた制度のひとつです。従来、保育所の利用は両親ともに働いている世帯といった条件がありましたが、制度が本格実施されれば、条件に該当していなくても保育所や認定こども園に預けられるようになります。O(6カ月以下の子どもは対象外)・I・2 歳が対象で、I人あたり月IO時間で検討されています。

この制度について対応できるよう、検討を進めます。

※なお、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

例妊婦のための支援給付等事業

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され令和7年度から施行されます。これは、すべての妊婦が安心して出産できるよう、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図るための事業です。

また、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法に妊婦等包括相談支援事業が創設されることに伴い、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
妊婦のための	見込量合計①	220	220	220	220	220
支援給付等事業	確保方策②	220	220	220	220	220
2-(1)	0	0	0	0	0

20妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
妊婦等包括相談支	見込量合計①	220	220	220	220	220
援事業	確保方策②	220	220	220	220	220
2-(1)		0	0	0	0	0

②新生児聴覚検査事業

新生児期の聴覚に関する以上の早期の発見及びこれに対する早期の対応を図るために実施する事業です。

(忠岡町に住所を有する生後2か月未満の乳児)

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	11年度
新生児聴覚検査	見込量合計①	110	110	110	110	110
事業	確保方策②	110	110	110	110	110
2 -(i)		0	0	0	0	0

22)産婦健康診査事業

産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産後うつの予防や新生児への虐待予防 等を図るために実施する事業です。

(忠岡町に住所を有する出産後8週以内の産婦)

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
産婦健康診査事業	見込量合計①	180	180	180	180	180
产	確保方策②	180	180	180	180	180
2-①		0	0	0	0	0



②不育症治療費助成事業

不育症の治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚である夫婦に対し、経済的負担 を軽減し、不育症治療を受けやすい環境の整備を図るために実施する事業です。

対象者は以下に掲げる要件を全て満たす者。

- ア 治療開始日に、法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚(重婚を除く。)の夫婦(以下「夫婦という。」であること。
- イ 治療期間中、申請日ともに忠岡町に住民を有する夫婦であること。
- ウ 治療の開始日において、妻の年齢が43歳未満であること。
- エ 国内の医療機関で不育症治療の必要があると医師に診断され、その治療を受けた夫婦である こと。
- オ 申請日において、治療開始日から出産又は流産・死産までの期間が終了していること。
- カ 治療期間中及び申請日において、夫婦のいずれもが医療保険各法に規定する被保険者、組合 員又は被扶養者であること。
- キ 申請日において、忠岡町町民税、忠岡町固定資産税及び忠岡町軽自動車税を滞納していないこと。
- ク 治療期間中及び申請日において、他の地方公共団体が実施する不育症治療費(不育症検査 に係るものは除く。)の助成を受けていないこと。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	11年度
不育症治療費助成	見込量合計①	3	3	3	3	3
事業	確保方策②	3	3	3	3	3
2-(1)		0	0	0	0	0

②「ただおか子育てナビ」アプリの活用

妊娠・出産・子育て期における身近な健康管理ツールとしての活用と、地域の子育て情報を「見える化」して保護者に届けるツールとしてアプリの活用を推進します。

		令和	令和	令和	令和	令和
		7年度	8年度	9年度	10 年度	年度
「ただおか子育てナー見込量合計①		110	110	110	110	110
ビ」アプリの活用(アプリ登録人数)	確保方策②	110	110	110	110	110
2 -(i)		0	0	0	0	0

第6章 計画の推進

I 計画の推進体制

本計画の推進については、子どもに関わる総合的な計画でもあることや、子育ての社会化の中で、 行政が地域住民や地域団体、関係機関や関係団体、社会福祉協議会や認定こども園、学校、企業、 ボランティアグループ等との連携・協働の取組が不可欠です。

とりわけ、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないように見守ることや、災害時の避難支援、また、子どもが次代の親として、忠岡町の未来の担い手として、地域の歴史や文化をよく知り、引き継ぐとともに、社会性やコミュニケーション能力、たくましく生きる力などを培うことができるよう支援するためには、子どもにとって身近な地域での多様な交流や体験機会の提供などの取組が期待されます。

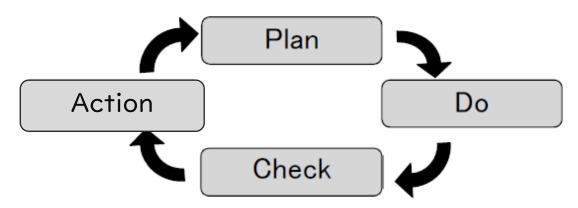
また、保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま、地域の中で孤立することがないよう、身近な相談相手や情報提供先として、保護者に寄り添い支援することが期待されます。

さらに、仕事と生活の調和の推進にあたっては、企業の役割が大きいことから、少子高齢社会にあって男女がともに心も身体も健康でゆとりを持って職業生活とともに、子育てや地域生活が行えるよう、子育て支援の職場環境づくりや制度・システムの改善を進めていくことが期待されます。

忠岡町においては、地域社会を構成する様々な主体と一体となって、本計画の実現に向けて取り 組んでいきます。

2 計画の点検・評価・改善

本計画(Plan)を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施(Do)状況の把握・点検(Check)を行うとともに、忠岡町子ども・子育て会議での報告・審議を行います。社会情勢の変化や審議の状況により、見直し・改善(Action)を行います。



計画(Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行(Do)	計画に基づき活動を実行する
評価(Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善(Action)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

また、計画の着実な推進や各種サービスの円滑な利用に向けて、子育でに関する各種制度の周知を図るとともに、教育・保育サービスへの要望の把握に努めます。